

第3回古平町議会定例会 第1号

平成27年9月30日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第37号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 5 議案第38号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第39号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第40号 古平町高齢者福祉施設等建設基金条例案
- 8 議案第41号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第42号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例案
- 10 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 11 議案第44号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 12 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 13 報告第2号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率について
- 14 報告第3号 平成26年度決算に基づく資金不足比率について
- 15 同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について
- 16 発議第2号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 17 陳情第8号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 18 陳情第9号 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情
- 19 陳情第10号 林業・木材産業に関する意見書について
- 20 陳情第11号 「子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書」（案）を求める陳情書
- 21 一般質問
- 22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 24 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）

○追加議事日程

- 1 意見書案 8号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 2 意見案第 9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 3 意見案第10号 子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝	続君	1番	木村輔	宏君
2番	堀	清君	3番	真貝政	昭君
4番	岩間修	身君	5番	寶福勝	哉君
6番	池田範	彦君	7番	山口明	生君
8番	高野俊	和君	9番	工藤澄	男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間	順司	君
副町	長	田口	博久	君
教育	長	成田	昭彦	君
総務課	長	藤田	克禎	君
企画課	長	小玉	正司	君
財政課	長	三浦	史洋	君
民生課	長	和泉	康子	君
保健福祉課	長	佐藤	昌紀	君
産業課	長	宮田	誠市	君
建設水道課	長	本間	好晴	君
会計管理者		白岩		豊君
教育次長		佐々木	容子	君
産業課長補佐		井本	将義	君
総務係長		高野	龍治	君
財政係長		細川	正善	君

○出席事務局職員

事務局	長	本間	克昭	君
議事係長兼総務係長		中村	貴人	君

開会 午前10時00分

- 議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま議員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下15名の出席でございます。
以上です。

◎開会の宣告

- 議長（逢見輝続君）** 皆さん、おはようございます。
ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
ただいまから平成27年第3回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（逢見輝続君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（逢見輝続君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、6番、池田議員及び7番、山口議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（逢見輝続君）** ここで、去る9月25日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思います。

- 議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る9月25日開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月30日から10月1日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。4件ほど上がっております陳情でございますが、陳情第8号については総務文教常任委員会に付託することとし、陳情第9号、第10号、第11号については委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は原則1件3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

- 議長（逢見輝続君）** 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月30日から10月1日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月30日から10月1日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成27年度6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果、平成27年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、平成27年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成27年第3回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、お手元に配付いたしました別冊議案にありますとおり、補正予算案が1件、条例案件が5件、規約の変更が3件、報告が2件、人事案件が1件の計12件であります。詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により、議案審議に先立ち行政報告をさせていただきますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

世界的にも平均気温が高かったという報告がつい先日報道され、暑い夏から開放された9月もいよいよ本日最終日を迎え、日一日と涼しさが増して、紅葉も華やぐ錦秋の行楽シーズンとなりましたが、先般の北関東、東北南部を襲った雨台風は、いまだかつて経験したことの無い想定外の降雨量で、堤防を決壊に至らしめ、大洪水となって田畑、家屋に甚大な被害を及ぼし、いまだ途方に暮れる人々が数多くおられ、東日本大震災の再現かと見まごうばかりでありました。被災されました方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。今4年半を経過した東日本大震災の被災地では、依然として復興の足取りは鈍いのでありますが、先般超膨大な防潮堤の建設に当たってのずさんな計画が指摘されたところであり、復興のおくれのしわ寄せは被災者にはね返ってくるのであります。幸いにして当地域は今のところ平穏無事に経過してお

りますが、忘れたころにやってくる災害に改めて気を引き締め、万全を期してまいる所存であります。

それでは、初めに総務関係から申し上げます。平成27年度の古平町表彰式を9月4日に挙りましたが、議員の皆様にはご多用にもかかわらず多数のご出席をいただき、まことにありがとうございました。ご承知のように、古平町功労者として町議会議員1名のほか、多年にわたり選挙管理委員会委員あるいは委員長として公正な選挙の管理執行に尽力し、地方自治の推進に貢献されている1名の方を表彰したのを初め、古平町功績者として社会貢献賞を2名、産業貢献賞を3名、さらには多額の金品等を寄附された2名の方には感謝状を贈呈したところであります。

次に、国内に住民票を有する全ての人に一人一人異なる12桁の番号を割り当て、社会保障や税等の行政手続などに利用するマイナンバー制度が始まりますが、マイナンバー制度は複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障や税、災害対策に係る各種行政事務の効率化が図られるほか、ITを活用することで添付書類が不要になるなど、国民の利便性向上につながるものであります。国民の皆さんには10月5日以降マイナンバーを記載した通知カードが郵送され、来年1月にはマイナンバーの実際の手続での利用が始まるほか、申請することによって身分証明書としても利用できる個人番号カードの交付も始まり、それに向けて広報やホームページでの周知を図ってまいります。なお、去る9月3日に可決されたマイナンバー法の改正により、年金情報の流出問題で審議がとまっていた基礎年金番号への連結が延期されたこと、新たに預金口座への登録の義務づけや医療分野の一部で活用することが決まっており、本定例会にマイナンバー制度の実施に伴う関係条例案及び補正予算案を提出しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、8月10日には福祉バスが納車されましたが、より一層の安全性や快適性の向上に努め、適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

さらにまた、9月10日には沖町住民センター改築工事の入札が行われ、有限会社苗代沢建設が3,434万4,000円（税込み）で落札し、工事は12月末の完成を目指して順調に進捗しております。

続きまして、企画関係について申し上げます。現在地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を進めておりますが、これらは東京圏への人口一極集中を是正し、少子高齢化と人口減少に歯どめをかけることを目的としているもので、国からは今年度中の策定を求められており、本町ではこれが基礎資料を得るべく、7月に18歳以上45歳未満の約600名と本町から転出した18歳から30歳までの約100名を対象に結婚、出産、子育て、就労などに関するアンケート調査を行っております。この総合戦略策定に当たっては、幅広い年齢層の住民と産業界、政府機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）等から成る推進委員会で審議し、広く意見が反映させるよう求められていることから、去る8月24日には15名から成る委員を委嘱し、ただいま申し上げましたアンケート調査の中間報告も兼ねながら、第1回目の古平町まち・ひと・しごと創生推進委員会を開催したところであります。また、今年度は第5次古平町総合計画の折り返しの年であり、後期基本計画を策定するに当たっては、前期基本計画を検証した上で、人口減少と地方創生という目的が明確な総合戦略を包含する形で取り進めてまいりたいと考えているところであります。議員の皆様を初め、創生推

進委員会等のご意見を伺いながら策定しなければなりませんので、よろしくご協力くださいますようお願いを申し上げます。

次に、本町の主幹産業である水産加工業の支援を目的とし、昨年9月から始めたふるさと納税（寄附金）であります。6月定例会でも申し上げましたように、年明け1月から寄附件数が急激に落ち込んで、苦戦が続いておりました。しかし、経営破綻した水産加工場が再起して製品の供給体制が整ったことから、贈呈品目の大幅拡充や手続内容の見直しなど寄附者の利便性に配慮しながら、8月1日から改めてリニューアル受け付けを開始したところ、再び反響を呼んで、現在1日平均70件余りの申し込みをいただいております。ただ、依然として一部の贈呈品に人気が集中している状況にあり、全体の底上げにつながっていない感があることから、今後も各水産加工業者への情報提供等を行うとともに、しっかりと意見交換をし、水産加工製品の販売促進やPRに貢献してまいりたいと考えているところであります。

次に、本年度は5年に1度の国勢調査の年ですが、特に今回の国勢調査は少子高齢社会の真ただ中にある日本の将来を鑑み、最も基礎的なデータを得るためにもこれまで以上に重要な調査であり、本町では9月1日に調査員を対象とした説明会を開催したところであります。また、今回調査から全国的にインターネット回答が導入されて利便性の向上が図られておりますが、本町では9月20日の回答締め切り日までに106件（全体の約6%）の世帯がインターネットを利用したという回答結果が出ております。また、従来どおりの紙ベースでの回答もあることから、調査票回収後の集計処理等に手間取ることも懸念されますが、国勢調査から得られるさまざまな統計数値は国や地方公共団体におけるさまざまな行政施策を立案するための基礎資料となる大事な調査であり、今後の調査集計業務に当たっては遺漏のないよう万全の体制で臨みたいと考えております。なお、本町の住民基本台帳での8月末人口は3,328人で、5年前の平成22年9月末人口の3,783人と比較するとマイナス455人、率ではマイナス12%と大幅な減少となっており、国勢調査人口についても5年前の3,611人から大きく減少することを危惧しているところであります。

続きまして、税財政関係について申し上げます。本年度の地方財政計画における地方交付税の総額につきましては16兆7,548億円（前年度比0.8%減）、臨時財政対策債の総額にあっては4兆5,250億円（前年度比19.1%減）であります。これを踏まえた平成27年度の普通交付税が去る7月24日に決定され、本町の普通交付税額は表1にありますとおり、前年度比1億1,664万8,000円増（7.1%増）の17億6,853万3,000円、臨時財政対策債を合算した金額では前年度比1億1,658万1,000円増（6.6%増）の18億7,065万9,000円となったところであります。なお、管内町村の状況につきましても表2のとおりとなっておりますので、参考に願います。

次に、報告議案にありますとおり、平成26年度決算を受けての財政健全化法に基づく本町財政の健全度を示す財政健全化判断比率につきましては、4指標全てにおいて法定基準を下回ったところではありますが、実質公債費比率は前年度比0.5ポイント悪化して6.8%となり、将来負担比率につきましても前年度比2.5ポイント改善して45.1%となっております。

続きまして、民生関係について申し上げます。最初は福祉関係で、7月の1カ月間を強調月間とした第65回社会を明るくする運動は、本町が当番町村となり、7月8日の北後志5カ町村訪問車両

パレードを皮切りにさまざまな運動が展開され、同24日の古平地区住民集会では74名の参加を見たところであり、さらに同29日には当文化会館において北後志住民集会が開催され、古平町の児童生徒が応募した標語、作文のうち4点が北後志の優秀作品として入選を果たしております。

次に、平成26年4月からの消費税引き上げ（5%から8%）に伴う2つの臨時給付金についてありますが、昨年に引き続いて所得の低い方の負担を緩和するための臨時福祉給付金を1人につき6,000円を、また子育て世帯の負担を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金として、平成27年6月分の児童手当を受給される方を対象に子供1人につき3,000円がそれぞれ支給されます。なお、昨年との違いは、支給金額のほか、各種年金受給者等への加算金5,000円は廃止されますが、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方につきましては両給付金とも受け取ることができるようになり、申請事務を9月1日から3カ月間として受け付けを行っております。ただ、対象者の大半が高齢者等であることから、各会場での臨時窓口や職員の訪問等による対応、さらには休日及び夜間窓口の開設等、なるべく申請する方の負担にならないよう進めているところであり、第1回目の支給は明10月1日を予定しております。

次に、昨年から実施しております粗大ごみの収集事業ではありますが、クリーンセンターへ自分で持っていくことが困難な対象者の見きわめや料金設定など課題のある中、本年度第2回目の収集を10月23日に設定して申し込みを受け付けているところであり、今後に向けてもよりよい方法を随時検討し、事業実施を進めてまいりたいと考えております。また、小型家電リサイクルにつきましても、平成27年度小型電子家電機器等リサイクル構築実証事業（町村提案型）により、去る8月24日から役場、文化会館、元気プラザ、幼児センターみらい、B&G海洋センターの5カ所に回収ボックスを設置したところであり、小型家電につきましても、クリーンセンターへの持ち込みごみや搬入された一般ごみの中からもピックアップ回収を実施しており、第1回目を去る9月18日にリサイクル処理委託業者へ1.3トン搬出したところであり、回収ボックスからは214.6キログラムが回収されており、当町においても認定業者に適正に処理してもらうことにより、小型家電の再資源化を促進することはもちろん、町最終処分場の使用期限を延ばすことにもつながることから、来る10月12日のロードレース大会においては、イベント回収として回収ボックスに入らない大きさの小型家電につきましても受け付ける準備を進めているところであり、

次に、さきに国民健康保険税の改正条例を議決いただき、平成27年度分の納付書を去る7月6日に発付したところであり、件数は対前年比4.4%減の713世帯（被保険者数1,046人）で、当初調定額では対前年比8.2%減の8,209万円となり、結果として応益割合が52.81%、応能割合が47.19%となって平準化割合をクリアすることができました。

次に、戸籍の電算化につきましても、3月7日からの稼働を既に報告いたしておりますが、除籍、改製原戸籍につきましても去る9月14日に稼働し、これによりまして戸籍の電算化作業が全て終了したところであり、いよいよ戸籍事務処理等の正確性、迅速性等が図られるものと確信いたしております。また、戸籍副本データ管理システムにつきましても来る10月5日から稼働となることから、災害等による原本流出や滅失のおそれを最小限に抑えられるものと期待しており、なお一層の住民サービスの向上に努めてまいり所存であります。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。去る8月30日と31日の両日、れい明の里関係者総勢184名（前年比31名増）の方の胃がん検診を実施したところ、下表のとおり受診者の91.3%に当たる168名の方が異常なしと判定された一方で、7名（3.8%）の方が要精密検査と判定されたことから、この方々には早期の精密検査を勧奨し、病気の早期発見、早期治療につなげてまいりたいと考えております。また、先日の9月27日と28日には、骨粗鬆症、子宮がん、乳がんの検診であるすまいる検診を実施したところでありますが、最終受診者数や受診結果につきましては現在集計しているところであり、9月16日現在の申込者数が146名（前年受診者比マイナス3名）となっていることから、ほぼ例年並みの受診状況と推定しているところでもあります。

次に、地域医療の確保についてであります。平成28年4月以降における本町の医療体制につきましては、6月定例会において古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案をご承認いただいたところであり、6月11日に開催された議会全員協議会でご説明した今後のスケジュールの中でも本定例会において指定管理者の決定に係る審議をしていただく予定でございました。しかし、9月17日に開催された議会全員協議会で申し上げましたように、現在協議している法人からは管理指定を受けることに対しての前向きな意思表示はあるものの、さまざまな事務手続等に相当の時間を要しているところであり、協議が調い次第、議員の皆様にご審議いただきたいと存じますので、今しばらくの時間をいただくことをご容赦願いたいと存じます。

次に、高齢者福祉についてであります。近年少子高齢、核家族化が進展する中、独居高齢者等世帯を中心に孤独死等の増加が目立ってきており、当町においてもこれまで高齢者台帳の整備、あるいは町内会と地域担当協働職員による要支援者台帳の整備や定期的な家庭訪問、さらには虚弱高齢者宅への緊急通報システム装置の設置、また外部的には平成25年6月に日本郵便株式会社古平郵便局との間に高齢者等の地域見守り活動に関する連携協定を締結するなど、高齢者等に関する見守り体制の整備を進めてきているところでもあります。既に新聞報道や町ホームページ等でご承知のこととは存じますが、本町における高齢者の見守り体制の重層化によってさらなる強化につなげるべく、去る8月26日に生活協同組合コープさっぽろとの間で高齢者のための地域の見守り活動に関する協定の締結を行ったところでもあります。なお、本町における生活協同組合コープさっぽろの登録会員は856名で、宅配を利用している方225名のうち76名が65歳以上の高齢者となっており、協定締結以降、車両2台が週に4回の宅配業務を通じ、高齢者の見守り活動を実施していただいております。また、生活協同組合コースさっぽろにおいては、既に道内144の市町村と同様の協定を締結して活動しており、悲しい事故の未然防止につながった実績を有していると聞き及んでいることを申し添えます。

次に、古平町社協、風花、元気プラザの職員で構成する古平町高齢者施設連絡協議会が中心となり、平成24年度から実施しております盆踊り大会につきまして、ことしも古平正調越後盆踊り保存会や古平奉仕会のご協力をいただきながら、去る8月17日に開催したところでもあります。天候にも恵まれて、風花や元気プラザの入居者はもとより、近隣町内会の老若男女総勢160名ほどの町民が来場し、盆踊り大会では保存会の一部会員が仮装をして盛り上げていただき、昨年は遠巻きに様子をうかがっているだけだった子供たちも踊りの輪に加わり、お年寄りから子供まで多くの方の参加

のもと、踊りの大輪を描くことができました。また、社協デイサービス利用者及び風花、元気プラザの入居者が手づくりしたちょうちんをやぐらに飾って大会に花を添えていただきましたが、これら盆踊りの参加者やちょうちんを製作した利用者、入居者の中から、さらには会場を大いに盛り上げてくれた方、あるいはやぐらに花を添えた優秀作品へ、ささやかではありますが、賞品をお渡ししたところであり、ほかにも古平奉仕会の全面協力のもとに、かき氷やヨーヨーすくいなどの縁日も行われ、にぎやかなひとときを催したところでもあります。

次に、去る9月9日、77歳以上の招待者165名（うち米寿6名、喜寿6名）と来賓10名の総勢175名の方々が文化会館太陽ホールに集い、平成27年度古平町敬老会を挙げていたしましたが、本年度は8月に100歳の誕生日を迎えられた浜三町内会の小玉サヨさんが平成19年度以来8年ぶりに敬老会当日の出席をいただいての開催となりました。式典では、内閣総理大臣からの紀寿のお祝い状と銀杯を伝達し、町からもお祝いの金品と花束の贈呈を行ったところでもあります。また、米寿、喜寿のお祝いにはそれぞれ代表者男女2名の方に記念品を贈らせていただき、来賓の方からの祝辞や祝電をいただいた後に記念写真の撮影を行い、懇親会では漁協女性部のご協力調理された浜鍋に舌鼓を打ち、古平小学校5、6年生によるたらつり節踊りや保存会の皆さん古平正調越後盆踊りのほか、老人クラブ南寿会会員によるカラオケや日舞などの演芸を楽しみ、2時間ほどの短い時間ではありましたが、和やかな雰囲気の中でお祝いできたと思っております。

次に、介護保険事業についてであります。実施主体を後志広域連合に移行してからはや6年が経過し、当初からの懸案であった保険料の均一賦課につきましては、町政執行方針で申しあげましたとおり、本年度から開始された第6期介護保険事業から実施されております。広域連合では、これが保険料の統一に伴い、それまで各構成町村それぞれが積み立てていた介護保険事業準備基金について、その積み立て額が各構成町村間において相当の格差を生じていたことから、第6期介護保険事業への繰り越しをせず、各構成町村それぞれへ返還されることとなったところではありますが、当該準備基金にあつては被保険者の保険料から長年にわたって積み立てられたものであることに鑑み、その用途は被保険者に対する公平性に配慮しなければならないものと判断したところであります。種々検討の結果、高齢者福祉施設等の建設に係る財源に充てるのが最もふさわしいものと思慮し、新たな基金を創設するための条例案を今定例会に提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に農業関係であります。さきに行った農業委員会による水稻の作況調査では、10アール当たりの収穫量が466.8キログラムとなっており、過去3カ年の平均収量をもとにした作況指数は100.21%と平年並みの収穫量が見込まれており、今月中旬から稲刈りが始められております。また、畑作につきましては、全体として好天に恵まれたことから、イチゴの出荷は6月、7月に、ジャガイモやカボチャにつきましても8月、9月に順調に収穫、出荷が行われております。なお、本道農業に大きな影響を及ぼすT P P問題であります。現地時間の7月28日から31日までハワイで開催されたT P P閣僚会合においては、多くの論点が決着して課題は相当絞り込まれており、この会合の結果を踏まえながら、今後も交渉の早期妥結に向け、努力を継続するとの認識が各国で共有された模様であります。ただ、まだまだ予断を許すような状

況ではありません。

次に、林業関係では、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることを目的に現在山づくりを進めているところであり、今年度の森林環境保全整備事業であります歌棄地区の更新伐事業につきましては、既に事業が完了しております。また、平成23年度から行ってきております林道チョペタン線小規模林道整備事業に係る本年度事業の入札を去る9月10日に実施しており、有限会社水見建設が247万円で落札し、工期を11月20日までとして契約を締結したところであります。なお、北海道発注の港町西の沢川小規模予防治山事業の谷どめ工の補修工事につきましては、6月25日から8月31日までの工期で株式会社福津組が施工していましたが、今年度の工事をもって事業全ての完了を見ております。

次に、水産関係であります。去る6月26日に東しゃこたん漁業協同組合の第11回通常総代会が開催され、報告された第11事業年度(平成26年度)の決算では、販売取扱額が22億3,000万円となり、組合員の並々ならぬ生産努力によるものとのことでありました。また、管理経費の削減や事業外収益等により、平成26年度末の当期剰余金は3,509万4,000円の黒字決算となり、その経営ご努力に敬意を表したいと思っております。なお、ことし8月末現在での古平地区の漁獲状況であります。数量では1,329トン(前年同月比77トン、5.5%減)、金額では5億9,376万円(前年同月比548万円、0.1%減)となっており、魚種別では、ホッケ、コウナゴ、オオバが前年を上回ってはいるものの、カレイやナンバンエビは極端な不振が続いており、タコにつきましては数量が前年並みながら金額では大きく落ち込んでいるのであります。また、今月解禁となりました秋サケ漁につきましては、古平が位置する日本海中部海域において昨年3年魚が多く回帰して前年より増加したことにより、ことしの4年魚来遊についても昨年を大きく上回る予測となっているのであります。実態は余り芳しくないようであります。

次に、事業関係であります。中間育成を行ってございましたエゾバフンウニの人工種苗につきましては、平均殻径13.9ミリまでに成長し、去る7月6日に群来、丸山、沖地先にそれぞれ放流を終えたところであります。また、昨年11月に古平漁港内へ放流した10ミリサイズのナマコにつきましては、ことし5月に行った調査による生存率はおよそ60%で、成長の度合いに変化がないものから、中には60ミリにまで成長したものもあって、生育にばらつきがありましたが、今年度においても引き続き港内への放流と調査を行ってまいります。なお、北海道開発局発注のマイナス4.0メートル岸壁の機能保存のための改良及び斜路の補修工事は株式会社福津組が受注し、進捗率につきましては約40%となっております。次に、道の日本海漁業振興緊急対策事業補助金を活用した増養殖事業の推進についてであります。古平地域においては磯焼けの進行によりウニの餌となる昆布が不足していることから、実入りの悪いキタムラサキウニが増加し、浅海漁業経営に深刻な影響を与えているところであります。そのため、これら実入りの悪いウニを漁港内に新たに設置したかごの中で昆布を与えながら飼育して製品化し、漁業収入の向上を図るべく蓄養試験を開始することとしたものであり、関係する補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、水産加工関係では、古平町水産加工業協同組合が所有していた冷凍冷蔵庫につきまして、

これまで説明してまいりましたように当該施設を町が取得した後に東しゃこたん漁協へ無償で貸し付けることにより、本町の水産加工業の振興を図ることを目的とした古平町冷凍冷蔵庫施設の設置及び管理に関する条例を提案しておりますので、よろしくご審議願いたいと存じます。

次に、商工関係であります。地方創生先行型対策事業の一つとして、古平町商工会が事業主体となって進めてきましたマスコットキャラクターPR事業につきまして、6月定例会で古平町マスコットキャラクター「ふるっぴ〜」の活躍についてご紹介をしたとおりであります。以後これに関連した古平町のPRや商店街の活性化を目的としたキャラクターシールの作成、あるいはキャラクター入りエコバッグの全戸配布など、それぞれ事業を完了したところであり、今後におきましても引き続き応援してまいる所存であります。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の8月末での利用者総数は前年同期比0.5%減の3万266人とほぼ横ばいで推移しているところであり、去る8月1日には集客イベントとして開催してきましたふるびら温泉しおかぜ夏まつりも4回目を迎え、ことしから無料提供として用意した浜鍋100食分が祭り開始わずか30分で提供終了となったほか、会場には生バンドが奏でる懐かしのメロディーが流れ、老若男女、子供たちは「ふるっぴ〜」と戯れるなど、すがすがしい一日を提供することができました。この結果を踏まえ、さらなる創意工夫を凝らしながら集客に努めてまいりたいと考えております。また、今夏の歌棄海水浴場の利用者数（7ないし8月、夏休み時期の30日間の利用者数）は6,117人で、前年同期よりも5.7%、328人の増となり、家族旅行村の8月末の利用者数につきましても前年同期比2.6%増の2,909人で推移しておりますが、あいランド広場パークゴルフ場につきましては前年同期比5.3%減の2,569人となって苦戦しております。いずれにしましても、それぞれの施設整備はもとより、よりよいサービスの提供に努めてまいる所存であります。一方、各種イベント関係につきましては、本町のチップのいろいろ焼きが2回目の開催となったHTBイチオシ！まつりに9月4日から3日間、そして今では札幌圏のみならず道内外のお客様に北海道各地域の魅力を知っていただくさっぽろオータムフェスト2015にも9月25日から4日間出展して、本町の特産品をアピールし、一人でも多くの方々が本町を訪れていただくようPRをしてきたところであり、また、27日にはことし最後の東しゃこたん漁協祭が行われ、年間合計4回の来場者数につきましても前年と比較して35.5%増の8,500人の集客を見たところであり、次年度以降の開催にも大いに期待しているところでもあります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成27年度の国が行う公共工事の概要を申し上げますが、本町住民の日常生活圏域に係る主な事業の概要と進捗状況は次のとおりであります。①、国道5号の新忍路トンネル小樽側坑口掘削工事は、平成29年2月までの工期で現在進捗率は60%となっております。②、国道5号余市栄町のフゴッペトンネル海側のり面工事を株式会社福津組が1億5,573万6,000円で受注し、工期は平成28年1月末であります。6月定例会でこの部分をちょっと間違っただけと報告しておりましたので、ご承知おき願いたいと思います。次に、北海道で行う工事の概要は次のとおりであります。①、古平川流下阻害解消工事は、昨年度に継続して古平大橋から古平中学校体育館までの約250メートル区間の堆積土砂を掘削する予定で、10月中旬の発注予定となっております。②、丸山川砂防工事は、藤信建設株式会社（倶知安町）が3,456万円

で受注し、昨年完了した1号堰堤の下流部に溪流保全工68メートル、帯工2基と排水工1基を施工するもので、工期は来年2月までです。なお、上記以外の工事につきましては、以下のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、来年1月末完成予定の清川団地1棟4戸の建築工事は、基礎工事を施工中で、9月20日現在の進捗率は15%となっており、その他の主な工事の進捗状況は以下のとおりであります。

続きまして、教育関係について申し上げます。第2回目の古平町総合教育会議を去る9月11日に開催し、古平町におけるいじめ防止に向けた取り組み及び教育委員会や学校における自己評価、外部評価についての制度説明、あるいはアンケート結果を踏まえた目指すべき方向性など、本町の教育現場における現状や課題について情報交換を行ったところであります。改正法では、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図ることなどが目的とされており、今後も町民の意向を尊重しながら、教育委員会との連携を一層密にし、本町の教育の発展、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

戦後最長となる95日間の会期を延長し、安全保障関連法案を最優先しながら可決にこぎつけた第189通常国会も去る25日には会期2日を残して事実上の閉会となり、この間の法案成立率は88%と低迷し、昨年の通常国会の97.5%を大きく下回ったところであります。安倍総理は国連総会への出席など外交日程がめじろ押しとなっており、早々に飛び立っております。この間任期を迎える自民党の総裁選挙の告示がなされ、全派閥が推薦する中で安倍総理が無投票再選を果たし、去る9月24日の両院議員総会において正式に決定されたところであり、内閣改造は帰国後の来月7日前後と推定されておりますが、再選後の記者会見では、強い経済、子育て支援、社会保障を新たな3本の矢と位置づけ、国内総生産600兆円の達成や介護離職をゼロにする目標などを表明したところであります。今海外にあっては、イスラム過激派を初め、シリア難民の流入問題、さらには台頭する中国がかかわる東アジア問題を含めた我が国隣国とのかかわりなど、また国内にあっては激甚災害の発生や景気の停滞や減速も気になるところであり、依然として厳しい地方経済であります。何とか前向きに町政を進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。平成27年第3回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、昨年度の小学校の教科書採択に続き、中学校で平成28年度より使用する教科用図書の採択に当たり、去る5月に開催された教育委員会において第4地区教科書採択協議会における古平町教育委員会代表委員を選任し、3回の協議会と2回の調査委員会を経て、8月3日に採

扱われました。内容については、数学、音楽が東京書籍株式会社から教育出版株式会社に、英語が開隆堂出版株式会社から東京書籍株式会社に変更となりました。採択の理由や議事録については、教育委員会事務局において平成32年3月31日まで閲覧できるようになっており、町民の皆様には10月広報にて周知を図っております。

7月は、小中学校で授業参観や公開授業が行われ、多くの保護者や町民の方々に参観いただくことができました。また、この期間にあわせて、教育委員による小中の学校訪問を行い、各学年の授業参観と校長、教頭との学校、学級経営についての意見交換を行い、情報の共有を図ることができました。なお、本年度中学校での公開授業研究の開催が後志町村教育委員会協議会の実施する学校教育推進事業の対象と認められ、4万円の助成金交付を受けることができました。

7月23日に平成27年度第2回目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、北海道教育庁新しい高校づくり推進室より平成30年度までの配置計画の説明があり、小樽、後志関係では平成28年度に小樽商業が1学級減、29年度に共和高校が募集停止、30年度に小樽工業と商業の統合案が示され、9月1日、道教委において決定されました。

7月7日に小樽桜陽、明峰、北照、双葉、余市紅志高校、13日は小樽潮陵、工業、商業、水産高校、それぞれの学校説明会があり、受験を控えた3年生はもちろん、1、2年生や保護者の方々も各高校の担当者の説明に真剣に耳を傾けていました。今後中学校では11月を目途に3者面談を行うなど、来年度に向けての進路指導が始まってまいります。

小中ともに7月25日から8月17日までの24日間、夏季休業でしたが、ともに事故もなく、2学期の始業式には全員元気に登校しました。休業中は、小中ともに教職員の協力をいただき、夏休みチャレンジ教室や補習タイムが行われ、多くの児童生徒が参加しました。特に受験を控える3年生については、休業日の半分に当たる12日間のハードスケジュールで基礎基本学習の向上に取り組んでおりました。

4月に全国一斉に行われた全国学力・学習状況調査の都道府県別の調査結果が8月25日に文部科学省から公表され、データに基づき北海道新聞が試算した北海道の4科目平均の正答率で小学校が61.04%で47位、中学校が59.50%で30位という記事が掲載されました。本町の児童生徒の結果については、全国、全道と比較してさほど差はなく、小学校はやや低く、中学校ではやや高いという結果ですが、個別問題によっては小学校でも全道を超えており、学校を挙げて学力向上に取り組んでいる効果があらわれてきている状況がうかがえます。今後基礎、応用問題や生活習慣等の結果分析を行い、改善に向けた取り組みをより一層進めていかなければなりません。なお、道教委では北海道14管内別の結果について11月中旬ごろに数値公表すると伺っております。

6月27日に行われた後志中体連の野球を皮切りに、柔道、バドミントン、バレーボールの各後志大会が終了し、女子バドミントンシングルスで堀歌純さんが7月31日から釧路市で開催された全道大会に出場しましたが、1回戦で個人優勝者と対戦し、惜敗しました。

また、8月3日に札幌コンサートホールKitaraで行われた全日本吹奏楽コンクール札幌地区大会C編成の部に吹奏楽部が出場し、スプリングフィールドを演奏し、3年ぶりに銀賞を受賞することができました。

小学校では、体力づくりの一環として健康と体力の増進を図り、体を動かす喜びを味わう機会を与えることで進んで運動に取り組もうとする児童をふやすことを目的に、平成25年度より全校児童校内マラソン大会を行っておりますが、本年度も9月18日に行われ、多くの保護者初め、町民の方々からの温かい声援を受け、予想以上の走りを見せ、昨年度より学校要望に応え、新記録更新者への教育長賞のメダルを1年2名、2年4名、4年1名、5年6名、6年4名、合計17名に授与しました。

中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する物の見方、考え方、判断力や自己の意見を堂々と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることも目的に行われている後志中学校北ブロック出場予選を兼ねて、9月25日に各学年代表2名による校内予選会が行われ、6名の弁士全員が原稿をほとんど暗唱しており、弁論への意識の高さを感じる内容でした。審査の結果、2年、長谷利保奈さんの「部活動を続けてわかったこと」、同じく、藤野未来さんの「あいさつ」と題して論述した2名がそれぞれ1位、2位となり、10月19日に余市西中学校で開催される北地区大会に出場することになりました。

次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。高齢者教育の一環として行っているたけなわ学級では、6月25日に防犯教育として、古平駐在所長を講師に迎えて、最近新聞等をにぎわしているオレオレ詐欺などの特殊詐欺について、実際にあった話を交えながら対処法などを指導いただき、参加者からは非常に勉強になったという声が聞かれました。

集中した学習環境の提供と学習支援を行うことにより児童の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目的に毎週木曜日に行っている放課後ふるびら塾は、年々参加者がふえており、本年度9月現在で15日間実施し、延べ551名の参加がありました。

野球少年団活動については、6月に行われた後志大会は2回戦、7月5日に古平で開催された第22回浅井えり子旗では1回戦を勝ち抜き、2回戦以降札幌会場へ場所を移してから勝ち進みましたが、決勝で京極スポーツ少年団に、9月に行われた新人戦では準決勝で仁木スポーツ少年団、26日に古平を会場に行われた第35回吉野旗では準決勝で小樽幸ファイターズに敗退という結果でした。

毎年全道のB&G海洋センターがある市町村で行われているB&G北海道ブロック・スポーツ交歓会剣道の部が7月19日に古平町において開催され、全道から14チーム108人の剣士が出場し、団体戦と個人戦が行われ、団体戦は名寄市風連が優勝しました。古平選手も個人戦に1名参加しましたが、1回戦で惜しくも敗退しました。

10月12日に第40回古平ロードレース大会が開催されますが、1,058名の参加申し込みがあり、当日申し込みを加えると昨年度の参加者数を超える大会となることが予想されます。今後の事業では、10月21日から25日まで文化会館において第41回古平町文化祭作品展示会、11月3日の文化の日には第48回古平町文化祭発表会と大きな事業が予定されております。教育委員会としても関係者との連携を密にし、これらの事業を成功させてまいりたいと考えております。また、11月1日にはPTA主催の小学校開校140周年記念式典が予定されておりますので、議員皆様方のご出席をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

ここで、5分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第37号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第37号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第37号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

説明資料も脇のほうに置いておいてください。

本件につきましては、町長の行政報告にもありましたように、7月に普通交付税が決定になってございます。その関連でのせてございます。また、マイナンバー制度の関連経費についてのせてございます。あと、ウニの蓄養施設の試験の部分の事業費ものせてございます。また、障害者の給付金につきまして国、道の負担金の26年度の精算がありまして、返納金なり、また足りなかった分が入ってくる部分、そういうものが主なものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,894万2,000円を追加して、総額を36億2,262万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表のほうでお示ししてございます。

また、地方債の補正もございますので、こちらにつきましては第2表のほうでお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に4万円を追加して、7,913万5,000円とするものでございます。18節、職員用の貸与作業服購入費です。新採用の職員、男性職員3名います。その部分の作業服、上着とズボン、各1着ずつの経費でございます。

続いて、6目企画費、既定の予算に36万8,000円を追加して、7,187万4,000円とするものでございます。19節で泥の木の共聴施設改修事業補助金ということで、畑方面のほうでテレビの受信する場合に現在通っているケーブルが同軸ケーブルでございました。NHKのほうで光ケーブルにかえるということで、それによって各家庭のほうもそれを受信できる機械を設置するものでございます。具体的には、光受信機というものを新しく家庭に設置すると、今まであったケーブルとか保安器を

撤去する。そういうもろもろの費用が全体で73万6,000円ほどかかります。町のほうで泥の木の共聴組合ですか、正式名は泥の木のテレビ共同受信施設組合で27件ございます。その部分に補助をするものでございます。補助は半分、2分の1ということで、先ほどの経費の2分の1、36万8,000円を補助してテレビを良好に見れるようにするというものでございます。

続いて、7目電算管理費、既定の予算に496万9,000円を追加して、6,345万円とするものでございます。11節では消耗品を11万円増額いたします。13節、まず1行目に通知カード、個人番号カードの初回交付事務委託料ということでのせてございます。これにつきましては、来月から個人番号の通知カードが各家庭に届きます。また、来年の1月1日からは申請がありますと個人番号カードというものを交付するというので、実際この事務につきましては、全国組織といたしますか、名前ちょっと長いのですけれども、地方公共団体の情報システム機構というところが全国のこの手のお仕事を請け負ってございます。そちらに対する古平町から支出するお金が121万2,000円でございます。それは、全額国のほうから交付金として来ます。先ほど言いました消耗品の部分11万円につきましても、国のほうから全額来るということでございます。これを実際やってみて、精算するということになると思います。続いて、2行目、住基CS端末導入整備業務委託料ということで、マイナンバー関連でございます。ちなみに、CSはコミュニケーションサーバーということでございます。具体的に何かといたしますと、来年1月から個人番号のカードを受けるときに役場にカードをとりに来ます。そのときにもらう人が暗証番号を登録しなければならないということで、それを民生課のほうの窓口タッチパネル、パソコンの画面みたいなもので、そこで暗証番号を押すということでの経費でございます。続いて、3行目の中間サーバー接続の業務委託ということで201万3,000円、この中間サーバーというのは古平町の持っているマイナンバーのデータを外部とやりとりする。中間サーバーというものは外部、ほかの団体と情報を連携するためのものでございます。それにつきまして今回予算化するの、町の障害者福祉とか児童扶養手当とか就学援助など、そういう業務につきまして今回経費を盛っております。続いて、4行目の人事給与システムの整備委託料につきましては、これにつきましては役場のほうも一つの法人ということで職員雇ってございます。職員のそれぞれの番号を登録することで町の人事や給料を払っている、そういうシステムの部分でその番号に対応できるようにする経費が87万1,000円でございます。最後に、選挙システム改修の委託料ということで、これはマイナンバーとは別で、公選法で選挙権が20歳から18歳に引き下げられております。それに対応できるようにするためにシステムを改修する経費でございます。

続いて、2項2目賦課徴収費、既定の予算に71万5,000円を追加して、334万4,000円とするものでございます。13節、地番図修正関係の委託料を4万5,000円増額するものでございます。これにつきましては、従来年1回地番図修正をやっておりました。具体的には、土地だと分筆したり、合筆はめったにございませんけれども、分筆した後それに合うように図面直すということ、また家屋を新しく建てたり、滅失、取り壊したら減らすということでの、そういう作業でございます。年1回、7月締めでやっておりました。従来から8月、7月のサイクルで年1回やっておりましたが、これを12月締めにしたいと考えてございます。それで、数カ月間の部分の経費を4万5,000円増額させていただきたく考えてございます。続いて、軽自動車税のシステム改修委託料につきましては、これ

までの税条例の改正で軽自動車の税率、例えば古くなって新車から13年たっているものについては税金の額が高くなると、また電気自動車とか、その関係のグリーン化になっている部分につきましては税金も安くなるということで、それに対応できるように情報をとれるようにするためのシステム改修でございます。

ページめくっていただきまして、11ページ、12ページです。3款1項12目障がい福祉費、既定の予算に189万4,000円を追加して、4億4,049万円とするものです。23節です。先ほど冒頭申し上げましたように、障害者関係の給付費の関係、26年度分の精算でございます。国や道に対して、26年度は負担金多くもらい過ぎておりましたので、返す部分がここに計上してございます。

続いて、2項2目幼児センター費、既定の予算に15万2,000円を追加して、3,852万円とするものでございます。11節、修繕料15万2,000円を組んでございます。幼児センターの調理室の換気扇の取りかえでございます。換気扇2つありますけれども、そのうち1個、故障というか、壊れました。その1個を取りかえる経費でございます。

続いて、3項1目国民年金推進総務費、既定の予算に26万7,000円を追加して、67万6,000円とするものです。13節で年金のシステムの改修でございます。これについては、保険料の免除申請書だとかの様式が法令の改正によって変更になっております。様式の変更に対応できるようにシステムを改修する経費26万7,000円、全額国のほう、10分の10補助でございます。

ページめくって13、14ページです。4款1項2目保健事業費、既定の予算に1万7,000円を追加して、1,839万2,000円とするものです。23節で、これにつきましては養育医療費ということで、内容としては入院医療を必要とする未熟児の子供ができた場合に給付する費用でございますが、26年度、昨年度の実績はゼロ人、いませんでしたので、昨年国庫からもらっていた1万7,000円ほどを返還するものでございます。

続いて、6款3項2目水産業振興費、既定の予算に82万円を追加して、1,071万4,000円とするものです。19節、ウニ海中養殖実証事業の補助金でございます。実施主体が浅海部会でございます。実入りの悪いノナを漁港の中にかごを設置しまして蓄養するというものでございます。かごは、60センチの直径の長さが3メートルのかごを2かご用意して実験をするそうでございます。また、先進地視察ということで、浜中町のほうに実際にお話を聞きに行くということをお願いしてございます。その関係の経費82万円ということで、こちらについては道の補助金2分の1ついでございます。

続いて、13款1項1目基金費、既定の予算に3,970万円を追加して、7,141万円とするものです。積立金、財調の積立金の部分で、交付税でかなりプラスになってございますので、財調積み立てを3,970万円増額するものです。

続いて、歳入のほう、5ページ、6ページをお開きください。9款1項1目地方交付税、既定の予算に1億2,753万3,000円を追加して、19億1,853万3,000円とするものでございます。説明欄にありますように、1億2,753万3,000円を追加しまして、右の括弧書き、決定額が17億6,853万3,000円でございます。

これにつきましては、説明資料のほうでちょっとだけご説明いたします。1ページです。いつものようにこういうような表なのですけれども、表の見方としましては、左縦、区分を入れてござい

ます。経費の種類とかを入れてございます。表頭の部分、上の部分に、まず左側、昨年の決算額と
いいますか、最終的な昨年の交付税の金額、また中央、中ほどにはことしの当初予算に計上した見
積もった考え方を載せてございます。そして、右の太枠で囲っている部分が今回決定になった部分
を載せてございます。右端については、その増減について載せてございます。まず、総額ですが、
下から2行目ですか、普通交付税、AマイナスBマイナスCということで⑨の欄に載せてございま
す。昨年の決算額につきましては16億5,337万3,000円と、中段、当初予算にのせております数字は
16億4,100万円、今回7月に決定になった数字が太枠の部分、17億6,853万3,000円ということで、予
算と比べましては⑨、右側の端に1億2,753万3,000円増額するというもので、そういう書き方をし
てございます。今回ふえた部分につきましては、①、ちょっと見ていただきたいのですが、どこに
①と書いてあるかという、この表の右端、表の右のほうに番号振っています。①の部分、昨年と
比べて増減の部分で1億1,656万円、右から2番目に書いてあります1億1,656万円がふえてござい
ます。その上の部分で118,538という数字がございまして、その区分についてはまち・ひと・しごと創
生事業費のうち人口減少の特別対策事業費ということで、この部分が新しく盛られてござい
ます。本町におきましては、後志管内でも人口の減少率が非常に大きいです。人口の減少率が大きいと
ころに比重を多くして金額を算定しております。今回昨年と比べて7%ほど交付税がふえたとい
うことでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきます。5ページ、6ページ、13款1項1目民生費負担金、
既定の予算に24万6,000円を追加して、2億3,684万2,000円とするものです。障がい者医療費の負担
金ということで、昨年の精算を終わって、去年もらい少なかった部分をこし入れるということの
金額でございます。

続いて、2項1目総務費補助金、既定の予算に132万2,000円を追加して、1,294万1,000円とする
ものです。通知カード、個人カード関係の補助金、先ほど歳出で説明したものの全額を補助金として
組んでございます。

続いて、3項2目民生費委託金、既定の予算に26万7,000円を追加して、110万5,000円とするもの
です。年金事務費の交付金、先ほど説明しましたシステム改修費について全額交付金として計上し
てございます。

続いて、14款1項1目民生費負担金、既定の予算に65万7,000円を追加して、1億4,720万7,000
円とするものです。障害者関係の部分で26年度の精算が終わってございますので、こちらに足りな
かった部分をこし受け入れるということで金額をのせております。

続いて、2項5目農林水産業費補助金、既定の予算に41万円を追加して、1,276万3,000円とする
ものでございます。日本海漁業振興緊急対策事業補助金という名前をつけまして、ウニの蓄養の実
験ということでの経費の2分の1、41万円を計上しました。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算9,250万円を全額減額するものでござい
ます。これにつきましては、交付税の部分でプラスになってございますので、財調取り崩しについま
してそれをなくするというものでございます。

続いて、19款4項2目、既定の予算から71万9,000円を減額して、9,363万2,000円とするものでご

ございます。その他収入で財源調整をさせてもらっております。

ページめくっていただきます。20款1項1目臨時財政対策債、既定の予算に1,172万6,000円を追加して、1億212万6,000円とするものでございます。臨時財政対策債につきましても交付税の決定と同時に決まりますので、その部分で増額するものでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（山口明生君） 9ページ、10ページの歳出の7款電算管理費の委託料の部分で、マイナンバー制度に係る通知カードや個人番号カードの初回交付、あとはそのシステムの管理に関してなのですが、この部分に関しては別に疑問はないのですが、この事業を進めるに当たってのセキュリティーの問題、ソフト的なセキュリティーと、あと人為的なミスによる情報漏えいなんかもこういった部分で結構起きていますので、これ大事な個人情報だと思いますので、職員の中での指導もしくは周知みたいなことも含めて行われるのかどうか、セキュリティーに関してどのような対策を立てているのかをお聞きしたいです。お願いします。

○総務課長（藤田克禎君） システム的なセキュリティーに関しましては、ファイアウォールだとかエルスリースイッチによってその情報漏えいについては確保できると思いますが、人為的なセキュリティーに関しましては、今後役場庁内で使用するものに対して積極的に説明して、または理解していただくという考えでおります。

以上でございます。

○7番（山口明生君） わかりました。人為的なミスというのは避けようがあるミスで、機械的には難しい部分もあるのですが、人が行う作業の中ではかなりきちんと対応すれば防げる部分だと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○4番（岩間修身君） 14ページ、水産業振興費でもって19節のウニの海中養殖事業補助金についてちょっとお伺いします。これは、今回初めてやるものだと思います。それで、これは浅海漁業者にとっては大変いいことでないかと、こういうふうに思っております。それで、今後の経過見てでなければだめだと思うのですが、今後よければふやしていくような予定はあるのでしょうか。

○産業課長補佐（井本将義君） 実施のスケジュールなどについてでありますけれども、今年度は10月中旬に先進地視察を行いまして、蓄養に関するノウハウを取得するとともに、10月下旬から実証試験に取り組みます。その際、かごに幾つウニを入れればいいのかですとか、あるいは餌を毎日与えるのか、1日置きでいいのか、それからどんな餌、昆布に限らず、魚ですとか肉ですとか、いろいろ試しながら、どのような生存率になるか、あるいは成熟度、大きさ、食味や色合いなどの調査をしたり、作業にかかる時間やコストを検証したいと考えております。あわせて、うまくいけば2年目の当初に出荷するための販売方法や販路についても検討してまいりたいと考えております。2年目以降は、ことし得られました知見をもとに、規模を拡大するとともに飼料用昆布の養殖も手がけまして、さらなる調査とコストを検証し、3年目の出荷に向けて販売方法や販路を検討してまいります。3年目は、1年目、2年目の取り組みの成果を踏まえまして、事業化に必要な条件などの

検証を行いまして、4年目以降事業化を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○4番(岩間修身君) おとしあたりから浅海部会と議会も工藤議員を通していろいろな話し合いを設けたのですが、近年部長かわってからちょっと途絶えているのです。それで、町の産業課中心になって、またそういうものを検討、それから今後の成り行き、今までであれば同じようなことばかりで前に進んでいかなかったのですけれども、これやることによって前進あるのではないかなど、そう考えておりますので、町主体になって、主体というよりも町から声をかけて、そして浅海部会にこういう会議を持とうということで、浅海の部長には言ったのですが、今の部長はおとなしい部長で、前の部長みたいに積極性がないので、その点町のほうから声かけで実施して、そしてよい方向に持っていきたいと思いますので、その辺のところお願いします。

○産業課長補佐(井本将義君) 新しい事業を始めるに当たりまして、どこの部会でもそうかと思いますが、みんなが一緒に用意ドンでスタートして明るい気持ちで進むというのはなかなか難しく、やりたくない、面倒くさいという話も当然聞いております。そんなわけで、我々産業課といたしましても率先して今回の海中かごに餌を与えたり、また漁協の組合の皆さんと協力してやる体制はとっているところでございますので、引き続きご指導をよろしく願いいたします。

○3番(真貝政昭君) 歳入の6ページ、普通交付税の補正が約1億3,000万入ってきて、その中で、下段のほうになりますけれども、財調の繰入金金を9,000万ほど削って、そして歳出のほうですけれども、財調の基金に約4,000万新たに繰り入れて、ゼロからそれだけの数字になるということなのです。説明では普通交付税の増額の要因が資料で説明されましたけれども、まち・ひと・しごと創生事業ということで、古平町は大変だと、それに使いなさいということで増額されている。だけれども、実際には、簡単な差し引き勘定ですけれども、新たに増額された交付税のうち約4,000万は貯金に入れて、残り8,000万については財調からの繰り入れでやろうとしていたものに宛がうという考え方が成り立つのではないかと思うのですけれども、余力を残して使うということに疑問を感じているのです。その点についてお答えください。それで、予算はそれぞれの年度で使うと、結果的に余ったやつについては半分は基金に、半分は次年度の一般会計で使うというのが原則なので、当初のうちから基金に回すということ自体が私は首をかしげる次第です。それと、財調からの繰り入れでやっている事業に残りを回すという概略的な考え方なのですけれども、実際国が増額交付したまち・ひと・しごと創生事業という観点からすると、財調から繰り入れた部分の事業の主なものとしては国が狙いとする創生事業に当てはまる事業なのかどうかという点です。その点当てはまるのだというような説明をお聞きしたいと、これがまず第1点です。

それから、第2点なのですけれども、10ページになります。マイナンバーに伴う件なのですけれども、国全体での初期投資が約3,400億円、脱税を未然に防ぐということが声高に叫ばれて導入したという、そういういきさつがあるのですけれども、しかし実際にこれで効果があるのは約2,400億円、初期投資だけを見てもこういう誤差が出てきて、何のためにやるのだというのが論じられております。古平町の場合、関連してこれだけの初期投資が出てくるわけですけれども、夕張市の事例が9月24日付の道新で出ています。それで、古平町の場合はマイナンバーに伴って住基CS端末、中間サーバー、人事給与システム、この3項目が投資のあれとして出ているのですけれども、古平町の

財政負担なのですけれども、今後こういう設備類の投資、これにどれだけかかっていくのか。それと、セキュリティの関係で業者に頼んでいくのでしょうかけれども、毎年どれくらいの費用がかかると予定しているのか、それを説明していただきたい。

それから、人事給与の項目で委託がされておりますけれども、この額なのですけれども、人数によってこういう委託の額というのは変わっていくものなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） 3点のうちの1点目のほうをお答えいたします。

そのうち2つほどポイントあったと思いますので、今回の交付税でプラスになってございます。余力があって基金のほうに積んでいるかということでございますが、私も説明の部分で基金のほうに積む部分、財調の積立金ということで説明するとよかったですけれども、考え方としては、年度終わってございませんので、仮置きみたいな感じでございます。通常これまでもそのようにしてございました。プラスになったからといってすぐ歳出の部分全部事業に出るかということ、そうでもございません。余力を財調に積んで、そのまま積み立てるということではないことを申し添えたいと思います。さらに、今後単年度で収支とんとんということ、法律でそのように書いてございますけれども、当然これからやるであろう事業、医療の関係大きいです。そして、高齢者福祉施設の部分でも大きいと思います。またさまざまございますので、基金で貯金として持っておくというものはぜひ必要なものだと考えてございます。

それと、2点目で財調取り崩し、当初予算で7,600万円計上して、6月で9,250万円ということで財調取り崩しという形にしてございましたが、それがイコール取り崩して創生の関係の事業費にしているわけではございません。予算のやりくりができないとか、歳入が足りないということで財調取り崩しを組んでいるわけでございます。

以上です。

○総務課長（藤田克禎君） コンピューターのシステム整備に係る予想でございますが、今はまだ想定されてはございません。それと、人数で給与システムの委託料が決まるのかという部分の質問でございますが、これにつきましては人数割ではございません。1システム幾らということになります。ただ、その積算に関しては今資料を持ってございませんので、できれば後ほど説明したいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 来年度以降の維持ということなのですけれども、夕張市の事例なのですけれども、システム改修で4,300万かかると、これに市の持ち出しが2,000万が持ち出しになる、そういうようなことを書いているのです。ですから、マイナンバーの導入によって独自の維持費というのがかかるはずなのです。それをできるだけ早くお示ししていただきたいということです。

それから、先ほど山口議員からも質問がありましたけれども、情報の漏えいです。情報の漏えいは、従来と同様禁錮2年という罰則つきことは生きているのですけれども、ただマイナンバー制度実施によって変わる役所間の情報提供です。これは、従来は個人の同意が必要であった。それが前提です。例えば役場内で税法上の税のほうの情報を他の課が無断では得られませんよね、それが同意が必要だということなのですけれども、役所間でもそれが必要であった。ところが、マイナン

バー制度は役所間では本人の同意なしに情報提供がされるということでしょう。それが前提になりますので、それが役場内ではどういうふうになるのか、それを伺いたい。厳密に今までどおりやられるのか、それとも役場内では他から情報を求められたら税であっても情報提供するような状況になるのかどうか、それを伺いたい。

それと、もう一つは、先ほど答弁がありましたけれども、人事の給与に関してマイナンバーで管理していくということなのですからけれども、新聞報道では、民間事業者も来年1月からこれが義務づけになっていきますよね、それで私の得ている情報では小さい会社でも大体数十万円の初期投資と毎年の委託料、個人ではできませんので、民間会社に委託していくことになるようです。それでも数十万の出費がかさむということで、マイナンバーの導入による民間中小零細の廃業、倒産というのが心配されているのです。それが古平町内でマイナンバー制度によって民間事業者がどの程度そういう負担をこうむっていくのかというのは、これは町の産業振興という立場からしても大変危惧されるものではないかと思うのです。それで伺ったのです。町のほうとしてはその点について把握されているのかどうか、今後町内の民間事業者がどれほどの負担をこうむっていくのか、初期投資と、それから毎年の維持費、それがどの程度の負担になっていくかということを押さえているかということなのです。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○副町長（田口博久君） 今の真貝議員のご質問ですけれども、何点かありましたけれども、全て答え切れるかどうかわかりませんが、まず町のシステム改修の総額、町としての総額です。これにつきまして今私も手元に資料はないのですが、先ほどの夕張の4,300万で2,000万は持ち出しという新聞報道のお話、この例は多分、新聞によりますと別々に運用してきた児童福祉など6システムの改修も必要だという表現がありますので、古平町で申し上げますと既に26年度の予算で実施しております税のシステム、住民基本台帳のシステムの改修、こういった部分も含めての総額だと思っております。議員ご指摘の古平町でマイナンバーについて総額で幾らかかっているのだということにつきましては改めて、今手元に資料もございませんので、そういった部分、システム改修等の総額、あるいは今後の維持管理についての費用の総額、そういったものを後ほどといいますか、改めて別な機会にご説明させていただきたいと思っております。

それから、情報漏えい、人為的なものを除きまして、ミスというものも先ほどのようにありますので、それは訓練なり研修なり、あるいは年金の場合でいいますと誤って入ってきたメールを開いてしまったというようなところが発端だと聞いておりますので、そういったことも含めた研修を行う必要があるかと思っております。そして、それと同時にいいますか、その件、年金の情報漏えいを機にいたしまして、急遽9月に入ってから国のほうから指示がありまして、古平町のシステムも早

急にハード的に器械を切りわけなければならない業務が今発生しております。といいますのは、基本的にマイナンバー制度、よく言われていますように古平町の情報は古平町で持っています。全国の全ての税務署の情報から何から全てを国の1カ所で保管するというものではありません。古平町の情報はあくまで古平町のサーバーといいますか、電子状態で持っています。国は国で、税務署は税務署で情報を持っていますし、年金は年金という形で全てばらばらで従来どおり情報は持っています。それを中間サーバーというのを通してお互い照会をかけるというシステムです。この中間サーバーへ行くために古平町にもまた中間サーバーというようなもの、新たに機器がふえる部分もあります、このマイナンバーによって。そういったようなシステムで情報のやりとりをします。

今現在古平町は、町の仕事を進めるために従来から税ですとか住民票、そういったシステムを使って、国保にしても何にしても全てそういう業務を行っています。この業務、職員が使っている、今現在町の情報というのは、札幌といいますか、電算センターのほうにあります。そこにサーバーというものを置いて、職員のパソコンから、例えば住民票を出すとか、住民が転入したという記録はそこにあります。そこのやりとりは、専用の回線で今やりとりしています。職員が使っているパソコンで専用の町の情報のやりとりをしています。このパソコンで同時にインターネットもできるように、今現在はそういうふうになっています。外部からの侵入、年金で問題になったものは、1台のパソコンで役場の住民票なら住民票、税なら税の業務をやると同時にインターネットでもって一般広く全世界とのやりとりもできるというシステムを入れてあります。この部分を切りわけなさいと、インターネットでやる部分については、インターネットもまた必要で、道庁とのやりとりとかというのは全てインターネットです。専用回線ではなくて、インターネットを通してやる。そしてまた、役場の中の連携、連携というのは税の連携とかという意味ではなくて、役場の職員同士のやりとりとかというような部分のシステムのやりとりとかというのもインターネットを使っています。ですから、この部分を器械を使い分けなさいという指示が出てきています。そういったことで、最低限なのか、最大限の対応なのかはちょっとわかりませんが、そういった対応をして外部からの侵入を防ぐ。先ほど総務課長が言いました外部から怪しいものが入ってこないようなファイアウォールというような設備ももちろんありますけれども、それ以前に単純に器械を分けなさいというようなことも、今これからそういったことを進めていきます。

それから、庁内の同意の業務のやりとりの話ですけれども、基本的にマイナンバーでどうなるかというようなところで例でお話ししますと、省略して番号法と言いますが、番号法の中で他の機関とやりとりできる業務というのが事細かに決められています。税の照会かけるとかということが、都道府県知事は市町村長に対してこういう業務で照会できるということが事細かに決められています。庁舎内、今まで例えば保育料の算定に所得を見るといった場合には同意書をいただいていた。そもそもそれ以前は、本人が税務課へ行って所得証明もらって、それをつけて保育のほうに申請をする。それを所得証明とるのを省略して、同意書をいただければ、福祉の担当の職員が同意書があるので見せてくださいと税担当のほうに言って情報ももらっていたと、そういった処理をしておりました。そういったことについてどういうことが庁舎内の連携でマイナンバーを使うことによってできるのかということは、今後条例で定めていく予定です。そういった限られた業務におい

てのみできると、そういう体制をつくっていく必要があります。ですから、12月の議会で膨大な量の条例なりの提案になろうかと思っております。

それから、民間事業者の負担のお話ですけれども、申しわけございませんが、把握しておりません。先ほどの人事給与システムの改定の主なものは、書式、例えば源泉徴収票なりを職員に発行します。あるいは、同じものなのですけれども、給与支払い報告書というものを税のほうに発行します。それは、一事業者としてです。町も職員を雇用している事業者としてそういった業務があります。その源泉徴収票なりの中に12桁の番号を入れる必要があると、そういった部分のシステムの改修が大部分のものなのです。87万でしたか、の改修というのはそういったものです。それを今手書きの源泉徴収票とかというのを発行するのではなくて、毎月の給与の支給などにつきましてもこういった電算システムで処理しておりますので、その処理の中で個人番号をつけることが必要になってくると。そういったことに伴う改修費用です。ですから、当然に職員個人、取得という、個人番号の中では取得という行為が出てきます。これは、一事業者として個人番号を取得する。総務係、職員係が取得するわけですから、職員個人から番号を申告してもらい形になります。職員に通知カードなり個人番号で通知された番号、その番号を個人からカードを見せてもらって職員係の職員が把握すると、そういう形です。役場で番号わかっているからといって住民係から持ってくるとか、そういったことではなくて、あくまで一事業所としての立場になりますので、町長からも個人番号なりを見せてもらって、町長の番号は何番ですわねということを確認して、町長の番号を把握します。それが取得です。そうすると、これで取得した紙なりに書いたものなりを今度どのように保管しておくか。これが漏れいすると今の成り済ましとかという問題になるおそれがありますので、これを鍵のついたところに保管するといったようなことになろうかと思っております。ですから、システムどうのこうのより、民間事業者としてはそういった部分の従業員から取得した番号を外に漏れないようにするといったところの業務、そういった部分が少なくとも出てくる、負担と言えるのかどうか分かりませんが、そういった制度になろうかと思っております。

以上で答弁終わります。

○議長（逢見輝統君） 質疑途中ですけれども、昼食のためここで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計補正予算の質疑を続けます。

○3番（真貝政昭君） 民間企業での数万件を対象にした調査会社の結果では、大体中小零細の1社平均、初期投資でマイナンバーに関係して100万の費用がかかるようです。毎年の委託業者に対する維持管理の費用なのですけれども、平均で40万円というような報道がされています。町内の零細の事業者についても大体似たり寄ったりの数字というか、そういう費用負担が生まれるのではないかと思います。それで、初期投資の分、それから今後の維持管理の費用は後からということなの

で、議会のほうに出てくると思いますけれども、それはわかりました。夕張市の場合ですけれども、年金機構の漏えいに関して国のほうから全国の自治体に、答弁で説明あったようにインターネットから外して独自のルートで管理するという方式がとられるようなのですけれども、民間業者についても同じようなそういう管理の仕方が求められていくのだらうと思います。それで、夕張市はこういうふうにやったにしても情報は漏れるというふうに報道されているのです。古平町としてはどうなのでしょう、その点について100%大丈夫だと言い切れるのかどうか。多くの自治体は、大半は不安を感じています。3割の自治体は大丈夫だというふうに答えているのだけれども、古平町は大丈夫だと言い切れるのかどうかということがまず第1点なのです。どうなのでしょう。

○総務課長（藤田克禎君） 何とも難しいお答えでございますけれども、わかりません。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） 今わかりませんという答えをもう一回聞きたいのですけれども、マイナンバーいろいろこれから、副町長のお話の中でマイナンバーの問題については12月から本格的にそういうものの条例が出るのだらうということなのですけれども、ただその前に10月からマイナンバーについては発送されますよということです。すると、即管理しなくてはいけない。管理というか、ナンバーについて、それはどういう形でやるかわかりません。今課長のようにわかりませんという答えになるのでしょうかけれども、ただ言えることは、お年寄りはそのカードというものがどれだけ、私も年寄りの部類に入ってくるかもしれないけれども、どれだけ大切なものかということがまずわからないだらうと。そうすると、私なくしましたよと、町でそのカードの番号教えてくださいというようなことについてどこの課でどのような形でそれを管理していくのかということ、まず1つです。

それから、もう一つ、多分これから私やみんなが懸念されることは、マイナンバーでもっているんな形でもって制約されて、税金だらうと、もちろん預金であらうといろんなものを管理されていくというような時代になっていくのかなという心配があるのですけれども、その中で1月から写真をつけたカードをつくれれば、それが免許証のかわりみたいな証明書になりますとするときに、もう一枚のカードはどうなるのだらう、もう一枚ということは最初の1日からの、そのカードを町なら町に返還されたときにどうやってそのカードを破棄してくれるのかという、これも下手にすると誰かが、どこかにきちっとしなかったら使われる可能性はなきにしもあらずということになります。

それから、写真を撮るとしたら、その写真は何年でもってかえられるのか、免許だったら優良免許なら5年ですと、お年寄りは3年ですというものが10年になるのか、それはどういうふうな形でもって登録していくのかということ。

○副町長（田口博久君） 当面の間は、木村議員ご心配のとおり、受け取った方がしっかり管理していただく、通知カードですね、10月に通知される通知カードについてはそういった形、それ以降もですけれども、保管していただく。確かに高齢の方はそういった懸念ないわけではございませんが、そういったことを広報、防災無線等を通して機会あるごとに伝えていきたいなどは思っております。

それから、2点目、1月以降、実際に番号を各業務で使う、税なり健康保険なりの業務でハロー

ワークとかそういったところへの提出に多分、いつからかはわかりませんが、使えるのが1月からということになりますけれども、そしてそのときに1月以降証明書になる写真入りのカードの発行も希望することによって受けることができると、そのときには通知カードと当然に引きかえ、役場の戸籍年金係が窓口となります。町の対応としましては、そのカードにつきましてはそういった形になります。申しわけございません、今受け取った通知カードの廃棄の方法というご指摘でしたが、私勉強不足でそこまで把握しておりませんでした。確かに個人としては1人1枚のカードしか持てないこととなりますので、当然町で預かるというところまでは把握していたのですが、その先の処分につきましては恐らくきちんとした全国的な処理方法、今発行する場所も町でカードは発行するのではなくて、先ほども説明がありましたけれども、国のほうでつくった機構、地方公共団体何とかシステム機構というところ、そこが一括してカードをつくって発行する形になります。そこを通して廃棄するなり、廃棄の手順というのも当然に示されることと思っておりますので、その手順に沿った方法で処理していきたいと思っております。

それから、有効期間ですが、20歳以上が10年間、20歳未満については5年間が有効期間というふうになっております。

以上です。

○1番（木村輔宏君） 多分答えている方もわからないし、私もわからないので、もう一つ聞きます。もしカードをなくしましたと、再発行してくれというときはどういうふうにするのですか。

○総務課長（藤田克禎君） 今回の議会で手数料条例の一部改正がございますので、その中で通知番号に関しては500円、個人番号カードに関しては800円というふうになってございますので、その金額で再発行は可能でございます。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） でなくて、なくした場合は即発行する。でも、なくなったものが誰かに利用されるという可能性はなきにしもあらずになるのでないですかという心配です。

○総務課長（藤田克禎君） そこら辺のことになると、ちょっと難しい話なものですから、今の段階ではわかりません。

○8番（高野俊和君） 古平町の個人情報条例のところでも聞こうと思ったのですが、今マイナンバーの話が出ていますので、大変素朴な質問なのですが、簡単な疑問点なのですが、マイナンバーというのは国からの指定でやらなければならない、マイナンバーを使わなくてはならない業務、そのほかに使用しようと思えば各自治体、行政で独自に使用するものがたくさんあるようにも思うのですが、ということは各自治体、町村によって使える項目とか頻度とかにはかなり差が出てくるということにはなるのでしょうか。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時10分

○議長（逢見輝続君） 再開します。

○総務課長（藤田克禎君） 先ほどの各町村によって違う項目、マイナンバーカードを使用するという機会もあるのではないかなというご指摘でございますが、確かにございます。住宅改修費の助成、または奨学金の貸与、就学援助、この他につきましても各町村でまちまち、使うか使わないかにつきましてこれから検討に入るところでございますので、その辺につきましては各町村ばらばらでございます。

○8番（高野俊和君） いまいちどのようなことに使用するのが便利なのかというのが個人的には全然わからないのです。それで、古平町としては、今回10ページに出ている住基CSとか中間サーバー、こういうのは古平町独自のものなのですか、それともこれは国である程度指定されて、これはそれに係る金額なのですけれども、これは古平町独自のことなんでしょうか。それと、使用方法は、古平町は独自でいろんなことに使用するという考えは持っているのでしょうか。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○議長（逢見輝続君） 再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 中間サーバー接続整備業務委託、これに係る部分に関しては古平町独自のものではございません。国からの指示でございます。

それと、先ほど言っていた町独自の業務に関しましてはさまざまございます。かなり多いので、ちょっと。

○8番（高野俊和君） 町側としても新しい試みですし、初めてですので、いろいろまだ決まっていなこともたくさんあると思いますので、これから少しずつ私たちも勉強して聞いていって、町民に聞かれた場合には最低限のことは教えられるようにしていきたいと思っておりますので、その点は今後ともよろしくお願いいたします。

終わります。

○9番（工藤澄男君） 13ページの水産振興についてちょっとお伺いします。

先ほど岩間議員さんのほうからも質問がありましたけれども、私はまた違う方向で、今回この作業をするに当たって浜中町を基本にしているようでありましてけれども、実際に浜中町ではバフンウニで成功しているのです。それで、今回古平町がキタムラサキウニにした経緯と、それから餌になる昆布が乾燥昆布を使うということなのですけれども、今現在古平町の港内に昆布養殖して、非常に実入りがいい昆布が育っています。そういうのを利用するのか、その点をちょっとお聞かせください。

○産業課長補佐（井本将義君） キタムラサキウニに至った経緯なのですけれども、ことしの水揚げ量を見ましたときに、バフンウニにおきましては940キロ、それからキタムラサキウニにつきましては3,268キロがとれているところでありまして、このような比率の割合から、実入りの悪いキタム

ラサキウニを集めまして製品化しようという趣旨でやっているところでもあります。

それから、もう一点、昆布の関係です。今回まず事業をスタートしようということで、第一歩の実験だったものですから、まずは第一歩を踏み出すために乾燥昆布を売っているのであれば、それを実験に用いようとしたところでありまして、地元で例えば浜に落ちている昆布でもそれはもちろん結構でありますし、使えるもの、製品以外のものがあれば活用していきたいと考えているところでもあります。

○9番（工藤澄男君） 今回2基設置するということだったのですけれども、最初から今答弁ありましたようにキタムラサキウニだけでやろうという話なのですけれども、もし2基あったら、例えば1基ずつバフンウニとムラサキウニというような考えはなかったのかということ、それから確かに収穫量はバフンウニのほうが3分の1弱ということなのですけれども、いざ販売するようになれば養殖までするので、バフンウニも視野に入れて、少しでも売り上げが上がるような方法は考えられなかったのでしょうか。

○産業課長補佐（井本将義君） 今回の実証実験の開始に当たりまして、喫緊の問題となっていましたのがキタムラサキウニが実入りの悪いものが非常に多くなってきていたということから、今回キタムラサキウニの実入りの改善を図ろうということでスタートしておりまして、決してバフンウニのほうに手をつけないとか、そういった状況ではありません。今後実験を重ねるうちに、可能であれば当然議員ご指摘のとおりバフンウニのほうが高価でありますので、漁業生産、漁業の経営の安定に資するためにはそういった方法もあるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○9番（工藤澄男君） よくわかりました。先ほど岩間議員も言っていましたけれども、前の部会長方であれば、こういう問題起きればすぐいろいろ話し合っ、そして何かいい方法ないかとよくやっていたのですけれども、最近いろんな話を聞きますと、一部一生懸命やっている人とそれにうまく乗っかっている人がいるようで、ナマコのときもそういうような問題があったように聞いていますので、せつかく浅海の売り上げのために今頑張るわけですから、町のほうからもどんどん指導して行って、いい方向に進むように頑張ってください。

終わります。

○議長（逢見輝続君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○3番（真貝政昭君） 今回の補正予算のマイナンバー実施に関する事業1点のみで反対いたします。

その理由なのですけれども、私もこの制度については余りよくわからなかったのですけれども、いまだに国民の3分の1に満たない人しかこの制度を知らない。だから、国民が求めたものではないということです。それと、国会での質疑、答弁なのですけれども、担当の大臣でさえ、国民が

どういうメリットがあるのかという質問に対して答えられない。ただ、利便性は向上するというところだけをしゃべって、何も具体的に国民が利益になるような事例は言わないのです。それで、さらに社会保障関係のいろんな行政の事務ありますね、それについても担当の大臣は99.9%今の状態で何も差し迫って問題点はないと言っているのに対して、残りの0.01%の利便性を向上するのになぜマイナンバーが必要なのかということについても具体的に答えられない。ただ、1つ言えることは、社会保障費を削減するためにこのマイナンバー制度を活用するという1点のみ積極的な大臣答弁があるのです。だから、国民には何も利便性はないけれども、国の予算を削るために、そっちのほうに活用するために今回のマイナンバー制度というのが重要視されているという点ではないかと思えます。

それで、行政を担当する古平町、それからそういう行政のいろんな仕事を通じて社会活動している町内の事業者にとってこのマイナンバーはどういう存在なのかというと、町長からも行政報告ありましたけれども、マイナンバーにはこれから銀行口座だとか、それから個人の健康状態だとか、いろんな情報が含まれていくことが予定されております。それで、この情報が漏れる可能性が非常に強いと。民間企業などでは、特にこういう情報を管理しておいて、漏れたら罰則規定まであります。これが今回のマイナンバー制度の問題点です。お役所のほうにはそういう罰則規定はないかもしれないのですけれども、民間企業はあるのです。100人規模の事業所ですと初期投資で大体1,000万、維持管理で毎年400万かかると言われています。10分の1の10人くらいの規模の事業者ですと大体100万、初期投資です。年間の維持が40万というふうに割ってみますとわかりやすい数字になっていくのかなと思います。民間企業にとっても情報の漏えいは、これは必ず起きてきます。ベネッセと同じです。それから、お役所でも皆さん自信を持って答えられないだけあって、やはり情報漏えいというのは十分にあり得ると。こういうことからすると、このマイナンバー制度というのは百害あって一利なしと言えるのでないかと考えています。特に発端は脱税のないようにということなのだけでも、極めて特異な方たちに対する監視というのは非常に穴だらけらしいのです。これは、ほとんどの一般国民をそういう管理のもとに置かれるような制度ですので、いただけないと思います。今の時点で情報が漏えいして、いろんな詐欺行為が起きてきます。伺っておりますと、役場の人事管理も赤ん坊から全てマイナンバーを一旦そろえていただいて、そしてナンバーを管理するという状況になります。日本には7,000万人ほどのサラリーマンがいますので、家族を含みますとほとんどの方たちが情報が漏えいする可能性が非常に強いということで、このマイナンバー制度を近々に廃止の方向に持っていかなければならない、そういうふうに考えております立場から、この予算に反対するものです。

○議長（逢見輝統君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第38号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第38号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 説明前でございますが、説明資料に訂正箇所がございます。お聞き取りください。説明資料2ページをお開きください。1番、改正の理由、この下の文言の4行目、古平町個人情報保護条例の個人情報のと書かれておりますが、ここを「に」に訂正をお願いいたします。それと、2ページの下から3行目、保有する特定個人情報ファイルがと書かれておりますが、「が」を消してください。その下にも「が」がございますが、これも消してください。次に、3ページ目をお開きください。上から2行目、特定個人情報利用目的以外の目的にと書かれておりますが、ここを「の」に訂正お願いいたします。よろしいでしょうか。貴重なお時間申しわけございませんでした。

それでは、議案第38号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましてご説明いたします。

説明資料でご説明いたしますので、説明資料の2ページをお開きください。1の改正理由につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法が公布され、本年10月より国民一人一人に個人番号、12桁の番号が付番されます。その後税分野等の複数の情報と結びつき、事務の効率性や利用者の利便性の向上が期待されております。この個人番号は、古平町個人情報保護条例の個人情報に該当することから、本町で個人番号を取り扱う場合には当条例が適用されます。また、番号法では個人番号を含む個人情報を特定個人情報と呼び、その利用等については同法で厳格に制限いたします。このことから、番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずる本条例の一部改正をするものでございます。

2の改正の概要につきましては、まず（1）で改正全体を通してですが、個人情報と特定個人情報の区別（特定個人情報はその利用や提供等を減額に制限している）をする改正でございます。

次に、（2）、第2条、用語の定義の改正でございます。第2号で、特定個人情報というのは個人番号をその内容に含む個人情報でございます。

次に、第3号では、情報提供等記録ということがございます。情報ネットワークシステムを利用してどのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録でございます。

次に、（3）、第6条の2、特定個人情報保護評価でございます。1）では、特定個人情報保護評価というのは特定個人情報ファイルを保有する業務、システムに係る評価書の作成、その対象は次のとおりでございますが、説明は省略させていただきます。

2）、特定個人情報保護評価の際には、古平町個人情報保護審査会の意見を聞くこととなります。

次、3ページをお開きください。(4)では、第8条の2、特定個人情報の利用の制限、まず1)、第1項、実施機関は、特定個人情報の利用目的以外の目的のために実施機関内部では利用できない。ただし、個人の生命、身体、財産の保護のため本人同意または当該同意が困難なときには、利用目的以外の目的のために特定個人情報をみずから利用できる。

次に、2)、第2項、第1項の利用目的以外の目的に利用するときは、権利利益を不当に侵害してはならない。

次に、3)、第3項、第1項、第2項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げてはならない。

次に、4)、第4項、個人の権利利益を保護するため、利用目的以外の目的に利用するときには特定の実施機関に限定する。

(5)では、第14条第2項、自己に関する個人情報の開示請求する際の代理人、未成年者、成年後見人の法定代理人に本人の委任による代理人を加えて改正いたします。

(6)では、第15条第2項、開示請求の手續の本人以外の用語改正。本人以外の場合は法定代理人としていたものを代理人に改正いたします。

(7)では、第16条、開示請求に対する決定、まず1)、第1項、開示までの期間、従来の個人情報の開示は14日以内とし、特定個人情報の開示は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により30日以内とする。

次に、2)、第2項、開示までの期間延長、従来の個人情報の開示は45日以内とし、特定個人情報の開示は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により60日以内とする。

(8)では、第20条、開示請求に係る個人情報が不存在の通知、従来の個人情報の通知は14日以内とし、特定個人情報の開示は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により30日以内とする。

(9)では、第27条の2、情報提供等記録の提供先等への通知、情報提供等記録の訂正を実施した際は、実施機関以外へ書面通知する。

(10)では、第36条、他の制度との調整、まず1)、第3項、開示または訂正を開示と訂正に区別するため、同項では開示のみに改正いたします。

次に、2)、第4項、開示または訂正を開示と訂正に区別したことで、同項では訂正のみに条文を改正いたします。

(11)、第54条、罰則、第54条中の第2条第4号が繰り下がったため、第2条第6号に改正いたします。

議案の18ページをお開きください。附則でございます。施行期日は、平成28年1月1日から施行したいと考えております。ただし、27条の次に1条を加える改正規定は、番号法附則第1条第5号に規定する日から施行となります。

なお、説明資料の5ページから12ページまでに新旧対照表がございますが、説明は省略させていただきます。

以上、提案の理由を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○議長（逢見輝統君） 会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 開示の日数がマイナンバーに伴う情報については特別扱いされて、その分については従来よりも延びるという、そういう内容です。それで、従来の開示するに当たっての期間なのですけれども、これは今までにあった事例としては一般個人に対してそういう事例はあったのか、それとお役所関係への開示ということだとか、事例はどうなのでしょう、それがまず第1点。

それから、マイナンバー制度によって守秘義務が解除されました。情報提供機関に対して情報が求められた場合、その個人の同意というものがなくなって、提供することについて守秘義務というのが問われなくなりましたよね、そういうふうに認識しているのですけれども、違いましたか。情報機関から求められた情報提供に対して開示するまでの期間が特定情報については何日間と新たに設置されたというふうに理解しているのですけれども、それは個人が求めた場合というのは想定されていませんよね、あくまでも古平町に対してこれを求めたいと機関から来たものに対してのことですよね、それを確認したいのですが。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

答弁いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 個人情報の開示に関しましては、1件だけございます。平成21年度でございますが、災害時要援護者の関係上、開示請求がございました。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○総務課長（藤田克禎君） あくまでも個人情報に関しましては個人とのやりとりでございます。個人と古平町とのやりとりでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、やっぱり今回のマイナンバー制度というのは役所側の都合でつくられた法律だというのがよくわかりました。

それと、伺いますけれども、町民のそういう情報、特定の守秘義務に当たるような大事な情報を

機関から求められて、条例を整備していくのでしょうかけれども、そういうふうになった場合に本人の同意なしに提供していくわけでしょう。自分の情報がどういうところにどういうふうに流れていたかというのを本人が確認する手だてというのはあるのでしょうか。

それと、もう一つ聞きたいのですけれども、今回の条例の中には特定個人情報保護評価というのがあります。これは、新聞報道では政府が実施を急ぐ余り、やられていない前段でミスがないか試しながら行政というのはやっていくものなのだけれども、そういう作業を本来の工程から外してまで、やらないうちに今進めている向きがありますので、古平町の場合、特定個人情報保護評価という、この作業を実際に9月30日時点、現時点までやられているのかどうか。そして、この評価をした書類をちゃん作成していなければだめなはずですよ、それがどのようになっているのか。もしやられていないとすれば、どういう手順が用意されているのかということをお聞きします。

○総務課長（藤田克禎君） 個人の情報の閲覧につきましては、今後マイポータルという制度ができます。それにつきましては、今はまだ制度はできておりませんが、平成29年1月からの使用となることが今の段階ではわかってございます。

それと、特定個人情報保護評価につきましては、もう既につくってございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 既につくっているということをお前提にして、新聞社が各自治体に大丈夫かという調査をしたところ、古平町はまず大丈夫だというふうに答えたというふうに理解してよろしいですか。

それと、町民が自分の情報がどういう機関に流れたかという、そういうチェックの制度がマイポータル制度ということなのですけれども、もう既に動き出して、そして来年の1月から走り出すのに、平成29年度からのその制度で結局間に合わない事態になっていますよね、これは実際どのような手順で決められたものなのでしょうか、マイポータル制度というのは。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） マイポータルシステムに関しましては、町の施行でございませぬ。国がつくっているシステムでございませぬ。ですから、町でその中身がどうのこうのという部分に関しましては今わかっておりませぬ。

以上でございます。

○副町長（田口博久君） ちょっと補足いたしますけれども、間に合うのかというお話ですけれども、情報連携、そのやりとりが29年の1月からなのです。国の機関からの情報のやりとりが29年1月、それから地方公共団体同士が29年の7月からの情報のやりとりになります。ですから、来年1月から番号を使うということになっても、当面は情報の蓄積といいますか、それぞれの業務、民間

なりでもそういった段階で今スタートしていきます。先ほどのマイポータルとかいうものにつきましても、自分の個人のパソコンからアクセスして、私の個人情報を古平町役場が余市町の役場にどんな情報をいつ提供したのかという、その履歴を見れるようなものです。ちょっと蛇足になりますけれども、そういったことをするためにはまたそれも本人確認が必要なので、本人確認を電子認証、個人番号カードの中に。仮に1月からの個人番号カード、写真入りのを交付受けたとしても、その電子的な個人の証明にはならないのです。目で見た身分証明書にはなるのですけれども、今私が言いました自分の情報をどう使われたか見るための情報、それは電子認証、電子的に私を証明するもの、番号なのか、符号なのか、そういったものはまた別に取得しておかないとそういったことはできません。ちなみに、その分に係るカードに電子認証を入れるための費用がまた200円とか、たしか別にかかります。そういったことをしておくことで、既に公的個人認証とかといって電子申告とかで同じようなシステムが今動いています。電子申告ということは、今もう既にできるようになっています。それをするためには、電子的な個人を認証する番号か符号か、そういったものが入ったカードが必要なのです。それが今度は個人番号カード、マイナンバーのほうに移行していくと、そういったものを取得した上で私の情報がどのように使われたかということを確認することができる、そういったシステムになります。

○1番（木村輔宏君） 2ページの大きい3番の2番、特定個人情報保護評価の際は、古平町個人情報保護審査会の意見を聞くという、この審査会の委員さんというのはどういう形で選ぶのかということです。ということは、今度は守秘義務、例えば私の立場でいくと監査委員というものになってくると、システムの中でも守秘義務というものがあって、他人には漏らしてはいけないという部分があると思うのですけれども、この委員会の方たちはどういう形で選ぶのか、またその方々が情報を漏らした場合にはどんな罰則があるのか、そういう罰則をつくるのかどうか。個人にとっては大変なものが情報として入っているわけですから、今までの何々委員会とはちょっと違うと思うので、その辺の進め方というか、選び方というか。

○副町長（田口博久君） 申しわけありません。詳細まで把握しておりませんが、恐らくという言い方おかしいですけれども、位置づけとしては今現在ももう既に個人情報保護審査会が組織としてはございますので、非常勤の特別職、公務員としての規定が適用されるものと考えております。詳細な罰則その他につきましては今把握しておりませんが、基本的に公務員としての扱い、非常勤特別職です。委員会の委員さんというのは、その職務に関して皆さんそういった位置づけをされております。それから、この案件の中で個別の細かい1件ごとの個人の情報まで立ち入るケースというのもそんなにかないのかなというふうには思っております。従来の情報公開の考え方でいきますと、国保のレセプトの開示の請求ですとかそういったものが、この人についてこういう請求があったけれども、これを開示してよろしいでしょうかというのが今までの情報公開の考え方でした。ですから、中身まで提示しての協議という部分までは恐らくいっていなかったものと思います。こういったケースでどうでしょうか、どこまで開示していいでしょうかといったような、この審議会の場合だったと思います。

それから、保護評価書のお話ですけれども、これも人口規模などによりましてつくる項目が詳し

い細かいものから基礎的な段階でいいものと分かれておりまして、特定個人情報保護評価書、古平町の場合につきましては基本的に1,000件から1万件ある業務についてつくりなさいという形になっています。既に住民基本台帳に関する事務、それから地方税で個人住民税と固定資産税に関する業務、それから国民年金、予防接種、検診、こういった業務についての保護評価書の基礎的な項目ということをつくっております。今現在そういった状況で進めております。

○1番（木村輔宏君） そうすると、確認的なことになるのですけれども、罰則というか、例えば民生委員さんの場合ですと個人名というのはほとんど出ませんよね。この人に対してこうですよという、個人情報の民生委員さんが追求するというものはほとんどないですよ、全般的にお話をするときに。そういうふうに個人的なものについて情報が流れた場合には罰則とか、そういうものは設けないというか、そこまで追求しないという考え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 番号法上罰則に関しては強化されておりました、委員会の委員が業務上知り得た秘密を漏えいした場合には、2年以下の懲役、100万円以下の罰金となっております。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○3番（真貝政昭君） 答弁の中でありましたように、今までの個人情報で請求があったのは災害時の民間からの1件だけということです。何も問題はなかった。これからは、番号1番の情報をよこせと言ってしまったらいろんな情報が出るような、そういう仕掛けをお役所側がつくるということには非常に疑問を感じます。それと、カードの中にいろんな情報が入ったやつが自治体へのサーバー攻撃で漏えいするというのは、100%大丈夫だというのはないのでしょうか。そして、ゼロ歳児からカード持って、それが民間企業でもカードで把握されていくような、そういう時代に今突入しようとしているわけでしょう。だから、情報は漏えいする時代です。個人についての情報提供というのは今までその1件しかないというのに、何も整備する必要はないことについて新たに条例をつくっていくことは無意味を感じます。さらに、今回のマイナンバー制度は、既に法律に携わっている方々から廃止の運動が起きていますので、廃止に向けて頑張る決意ですので、皆さんの賛同を得たいと思います。

以上、反対の理由です。

○議長（逢見輝統君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（逢見輝統君） ここで、きょうで終わるのであれば非常に厳しい状態になっておりますので、10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの問題でちょっと補足説明があるそうですので、暫時聞き取りください。

○副町長（田口博久君） 申しわけございません。

先ほどの木村議員の質問に対する答弁の中で、個人番号カード交付のときに10月に交付する通知カードをどうするのだというお話がありましたが、私通知カードと引きかえというようにお話をしましたが、誤りでございました。申しわけございません。通知カードは回収いたしません。私が勘違いしたのは、既に交付されております持っている方は持っている住基カードと個人番号カードの交換はございますが、通知カードの交換というのはないということで訂正させていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

◎日程第6 議案第39号

○議長（逢見輝統君） それでは、日程第6、議案第39号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第39号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるナンバー法等の施行に伴い、通知カード及び番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようというものでございます。

議案20ページをお開きください。改正の内容につきましては、第1条において古平町手数料条例、別表に通知カードの再交付を追加し、第2条において同表に個人番号カードの再交付を追加するとともに、住民基本台帳カードの交付を削除するものでございます。

また、今回追加する手数料の額につきましては、総務省がそれぞれ原紙、ICカードの購入原価等を考慮した上で、通知カードは500円、個人番号カードは800円が相当経費であると示しており、道内各市町村においても同額を徴収することとしていることから、本町も同額を徴収することといたします。

なお、改正条文中、第1条の規定には平成27年10月5日から、第2条の規定につきましては平成28年1月1日から施行したいと考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 前段の変えられる前の住基カード、あれの交付された件数ってわかりますか。それと、住基カードの再交付というのはあったのでしょうか。まずそれを聞きたいのと、この手数料条例に関係しまして、行政機関の役場としては給与の関係で必ず職員のご家庭の方たちの番号を確認するためにカードを持参してもらうことになります。そして、20歳以上の方は何年の有効期限、それから20歳以下についてはたしか5年という有効期限がありましたよね。そしたら、18歳から今度は選挙権ありますけれども、20歳未満の未成年の方たちは5年ごとにカードを再発行してもらうということが必要になりますよね、給与収入等ある方、サラリーマンです。これ正規、非正規関係なく会社では管理する必要があるということで、ほとんど全てのサラリーマン、給与の世帯ではご家族の方たちのカードは必ず交付してもらわなければならないと、そういうふうになります。それで、それをまず確認したいのと、保管の状況があります。私は、国民健康保険証なのですがけれども、印鑑証明書を含めて何回も紛失して、再交付してもらっているのです。今回のマイナンバーというのは、かなりの情報がこれから詰め込まれていくみたいです。まず銀行口座なんかも入ります。このカード紛失によってそういう内容というのが漏れていくと。ネットを通じて、あるいはサイバー攻撃で行政、それから民間企業、いろんな攻撃を受けるみたいで防ぎ切れないというふうにそれぞれの担当者は頭抱えているみたいですが、原始的な今までの感覚からすればカードそのものを紛失するということは十分あり得ます。そっちのほうからの情報漏えいというのも簡単に広まっていくのではないかと。それから、詐欺行為も含めていろんなことに悪用されるという危険性が広まります。どの程度までその危険性というのはあるのだろうかと思ひまして。

○民生課長（和泉康子君） まず、今現在の住基カードの発行件数なのですが、手元に資料がないのですが、年間10枚程度の予算見えていますので、トータルして何人というよりも、年間10枚程度の発行です。再発行は、記憶の中では年間1人、2人、なくしたので、再発行という方はいらっしゃいます。

以上です。

○総務課長（藤田克禎君） 個人番号カード、通知カードに関しましては、先ほど再発行の条例を説明したところでございますが、盗難、紛失した場合にはその際の再発行の手数料条例どおりのお金をいただきますが、更新のための再発行につきましてはまだ国のほうから指示が来ておりませんので、わかりません。

以上でございます。

○副町長（田口博久君） カードに含まれる情報のお話ですが、確かに今真貝議員おっしゃったようなことも懸念されておりました。それで、カード自体にはほとんど情報は、今現在スタートする段階ではほとんど書き込まれていません。だから、カード自体、裏表を見ると住所、氏名、生年月日、それに12桁の番号、それだけです。その中のICチップか何かあるのですが、そ

ここに情報を書き込むかどうかというところが今検討されているところです。そのカード自体に銀行の口座番号だとか保険証の番号だとか、よく言われているのがそれ自体に保険証の機能も持たせるとすごく便利になるというふうに今言われています。だから、病院にかかるのも個人番号カードを持っていけば保険証がわりにもなるし、病気の履歴も全てそこから読み取ることができるようになるというふうには言われていますけれども、そこまで持たせることの危険性ということが言われていて、今スタートする段階ではそこまでは想定されていません。ですから、カード自体をなくした、盗まれたとしても、そこからは今言いました住所、氏名、生年月日、顔写真と12桁の番号ですので、その12桁の番号が盗まれたことによって、サイバー攻撃といいますか、サーバーに入っていってその人に成り済まして何かをするといったことが想定されますけれども、真貝議員がおっしゃったカードに全ての情報がおさまっていて、それで全てが盗まれてしまうといった懸念は今の段階ではありません。ですから、一番最初に私申し上げましたように、情報は全て分散して管理していると、それを番号を通して照会したり回答してもらったりするという考え方です。カードの1カ所に全ての情報が集まっている、そして私個人の情報も全てがそのカードに含まれているといった、そういった制度ではございません。そういった部分をまずご認識いただきたいと思います。

○3番（真貝政昭君） そのチップなのですけれども、国会のやりとりだとか、麻生大臣の会見とかを見ますと、利便性を追求するのであれば、いずれそういう方向に動いていくような向きです。チップというのは、それやり始めますと大体読み取る機械というのはできてきますから、幾らでも紛失したカードから情報が漏れていくというのが十分考えられます。それと、もう一つは、チップがつけられていない状況にしても、通帳なんか紛失した場合に、すぐ使えないような状況にして通帳番号を変えることはできます。ところが、カードになると、いつ紛失したものだか落としたものだか、わけわからないような代物です。特に年齢関係なくゼロ歳から持つようになりますから、そしたらカードの番号そのものを変えてもらうというような作業だってすぐできるわけでないし、そこら辺は番号の流出というのは十分考えられます。そういう理解したほうがいいのではないのでしょうか。

それと、国というのは20歳未満の方たちに5年ごとに800円払わせるような、そういう仕掛けなのでしょうか、違うのですか。だけれども、ゼロ歳児、5歳児の方たちのカードを何年間も保有するというのは考えられないです。どうなのでしょう。

○総務課長（藤田克禎君） 番号カード、通知カードの再発行に関しての更新の場合、それにつきましては国のほうからまだ指示が来ておりませんので、わかりませんというところがございます。

それと、番号を紛失した場合の変更でございますが、変更できるということでございます。その方法についてはまだ未定でございますが、紛失した場合につきましては番号の変更ができると、紛失した場合か、成り済まして使われた場合か、その辺はちょっと未定でございますが、番号の変更はできるというところがございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論。

○3番（真貝政昭君） 先ほど来述べていますように、今回のマイナンバー、住基カードの発行件数見てもカードで何か利便性を追求するという人はさほどいないということがわかりました。その発行枚数からして、紛失する方が1名から3名、大体1割から3割が紛失するということからしても、マイナンバー制度に移行したらこの紛失する量というのは格段に上がると思います。その分いろんな問題が起きかねない。しかも、再発行についても今はまだ国の方針が決まっていないというような状況というのは、本当にこの制度が見切り発車だということがよくわかります。いろんな問題があるマイナンバー制度のこの条例案に対しては反対する次第です。

以上です。

○議長（逢見輝続君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号

○議長（逢見輝続君） 日程第7、議案第40号 古平町高齢者福祉施設等建設基金条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第40号 古平町高齢者福祉施設等建設基金条例案について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、町長の行政報告にもありましたとおり、第4期介護保険事業計画が始まる平成21年度から後志管内16町村による広域連合での介護保険事業が開始され、広域連合化当初より懸案でありました保険料の均一賦課について第4期と第5期の6年間にわたり構成町村間で協議を重ねてきた結果、本年度よりスタートする第6期介護保険事業計画から保険料が統一されることとなりました。また、介護保険事業を安定的に運営することを目的に構成町村それぞれが積み立てていた介護保険基金の第5期末残高の取り扱いについても、あわせて協議してきたところでありますが、各町村間において相当の格差が生じていたことから、第6期介護保険事業へ繰り越しせず、各構成町村に返還されることとなりました。なお、当町の期末残高は1,392万9,373円となっております。このうち、6月1日に1,356万8,670円については既に返還されているところであります。残り36万703円については、10月の中旬ころ返還される予定となっております。この基金にありましては、

被保険者の保険料から長年にわたり積み立てられたものであることを考えますと、その使い道については被保険者に対する公平性に配慮しなければならないものであり、この間いろいろと検討した結果として、高齢者福祉施設等の建設に係る財源に充てることが最もふさわしいものであると判断したことから、本提案に至ったものであります。

それでは、条例案内容について説明しますので、議案22ページをお開きください。古平町高齢者複合施設等建設基金条例。

第1条として、設置目的を書いております。高齢者福祉施設等建設に必要な財源を確保するため、古平町高齢者福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条では、積み立てる内容について書いてあります。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条では、管理について規定しております。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第4条では、運用収益の処理について規定しております。基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

それから、第5条では、繰りかえ運用等について規定しております。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰入れて運用することができる。

第6条では、処分について規定しております。基金は、高齢者福祉施設等建設の財源に充てる場合に限って、その全部又は一部を処分することができる。

第7条では、委任のことに規定しております。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというふうに規定しているものであります。

なお、基金として積み立てる額に係る一般会計補正予算であります。返還予定の一部に未納分があることから、全額が収納された後、先ほど説明したとおり10月中旬以降で、直近の定例議会ということで12月になるかと思っております。において補正予算を計上したいと思っております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 古平町高齢者福祉施設等建設基金条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号

○議長(逢見輝統君) 日程第8、議案第41号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第41号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成25年12月25日、条例22号で公布された租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正時において附則の施行期日に誤りがあり、修正が必要となったものであります。

別冊でお配りしております説明資料13ページをごらんください。改正内容といたしましては、13ページ右側、改正前の下線部分、「4月」を改正後は「1月」に改める内容となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、議案第42号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長補佐(井本将義君) ただいま上程されました議案第42号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、町長の行政報告にもありましたが、水産加工業の振興を図ることを目的に、破綻した古平町水産加工業協同組合所有の冷凍冷蔵施設についてこれを町が取得した後、東しゃこたん漁協へ無償で貸し付け、漁協は施設利用者で組織する協議会を設置し、協議会が利用等に関して協議することを内容とする古平町冷凍冷蔵施設を同所において開設するため、財産の管理、運営に関する事項を明確に定めるものであります。

では、概略につきまして順にご説明いたします。議案26ページ、第1条で目的、それから第2条で名称及び位置等を規定しております。第3条につきましては施設の管理に関する一般的事項を規定し、第4条から第6条では施設を東しゃこたん漁協へ無償で貸し付け、漁協は施設利用者で構成する協議会を設置し、協議会が利用等に関して協議することを規定しております。第7条から議案27ページ、第11条につきましては、ほかの施設と同様の規定の仕方としております。

最後に、附則としまして、この条例の施行日を規則で定めるとしております。これは、現時点で当該施設の取得日が確定していないことと、施設の取得日と同時に漁協へ無償貸し付けすることで今後の経費の負担を町が負わないようにするためであります。

以上、提案理由のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 今説明されたのでおおよそはわかりますけれども、この冷蔵庫は加工組合が倒産して、残った冷蔵庫のことでしょうけれども、古平町が最後の500万円ほどを持ち出して、漁協のほうに無償貸し付けをするということでもありますけれども、ここにもありましたけれども、協議会を立ち上げて、漁協のほかに加工屋さんとか商店主で使える人は使用して、使用した分を案分して維持費を支払っていくのだというふうに思いますけれども、それは全然問題はないのですけれども、現在倒産した加工会社の中で再建している加工会社というのも多分何件かあると思うのですけれども、その人たちに新たに協議会に入って冷蔵庫自体を使用するという、そういう権利はあるのでしょうか。

○産業課長補佐（井本将義君） これから漁協において利用者協議会を立ち上げることになりましたけれども、加工業者が漁協の準組合員となり、利用者協議会へ参加するということが1つ、それから利用者協議会では保管料金や保管数量、冷蔵庫運営の収支計画などを協議していくということで話を進めてございます。

○8番（高野俊和君） ということは、これは古平町が漁組に無償で譲ったときに、産業振興という形で古平町も持ち出しているわけですがけれども、今の段階では、倒産した後新しく運営している会社に関してもこの冷蔵庫を使えるかどうかということはまだ決まっていないということなのでしょうか。

○産業課長補佐（井本将義君） 漁協から聞き取った話でございますけれども、加工屋さんにしても取り扱う数量がそれほど多くないために、新しくこちらの冷凍冷蔵庫を使用するかどうか現在検討しているという会社が数件あると聞いているところでございます。

○8番（高野俊和君） ということは、まだはっきりは決まっていませんけれども、どちらかとい

うと、使えないのではなくてこの冷蔵庫を使う希望者がいないという、そういうことでよろしいのでしょうか。先ほど町長の行政報告の中でも、ふるさと納税がまた少し復活してきて、いろいろな商品なんかも開発していきたいということになりますと、ある程度多くの会社が加盟していろいろな製品をつくっていくことが一つの古平町のPRにもなりますし、観光振興にもなると思うのですが、そういうことで、希望者があればこの冷蔵庫を使うことは可能だという、そういう判断でいいのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 利用者協議会、もう既に準備会等がかなり早い時期、要は補助金を返還しないで冷蔵庫を引き受けて、古平町全体として産業振興のために使っていくにはこういった方法しかないだろうといったことで、業者さんと協議していく中で、既に利用者協議会の準備会といったものも事務レベル、それからトップも入っての会議等も既に大分前にもう開いております。昨年秋かことし冬ぐらいにもう開いております。設立までいっていたかどうか、ちょっと私確認していませんけれども、それで既存の加工屋さん、漁協の定款の中でも準組合員にはなれるという規定がございましたので、準組合員になったかどうかという確認も私今していませんけれども、そういったところまで話進んでおまして、協議会の構成メンバーとしてはそのときの段階で漁協とその時点で事業を継続した2社、それから再建していた2社、それとさらに町が入ってこういった方向でいこうと、協議会のあり方についてもそういった段階で協議しておりますので、今は今年度についてはたまたま保管する数量が少ないので、今現在利用していない。今現在はまだ管財人のもので、逆に言いますと漁協も全く使ってはいない状況です。今現在は、旧加工協の冷蔵庫につきましては既存の水産加工業者1社のみが使用している状況です。町の所有になった後、10月以降につきましてはそういった方向で進む予定にしております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第43号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、この組合の規約を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により、組合組織協議会により定め、総務大臣の許可を得なければならない。また、この協議については、同法第290条の規定で議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案書29ページをごらんください。改正の内容であります。まず第1条の文言の整備と道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合、東西南北4つの十勝消防事務組合の離脱、それととちかち広域消防事務組合の加入に伴いまして、別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

附則といたしまして、この規約は、法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。ただし、別表第1の改正規定中、東西南北4つの十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行といたします。

新旧対照表で資料を用意しておりましたが、説明は省略させていただきます。後ほどごらんください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 削ったりふやしたりする、その理由について説明をお願いします。

○総務課長（藤田克禎君） 道央地区環境衛生組合または南渡島青少年指導センター組合につきましては解散と、東西南北4つの十勝消防事務組合につきましてはとちかち広域消防事務組合に加入というところがございます。

○議長（逢見輝統君） 今のは、4つを解散して1つになるということです。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、この組合の規約を変更するには地方自治法第290条の規定で議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案書31ページをお開きください。改正の内容であります。構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う別表1の変更を協議するため、並びに共同処理する第1項から第7項までの事務につきまして5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する同表9の事務について6団体の脱退と1団体の加入に伴う別表2の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

附則といたしまして、施行期日、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1のとちかち広域消防事務組合を加える以外と別表第2の道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合を削る改正及びとちかち広域消防事務組合を加える以外の改正につきましては、平成28年4月1日からの施行といたします。

新旧対照表を資料として用意いたしました。説明は省略させていただきます。後ほどごらんください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規

約についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、この組合の規約を変更するには地方自治法第290条の規定で議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

議案33ページをお開きください。改正の内容でございますが、構成団体中、解散により脱退及び新たに加入する団体が生じたため、道央地区環境衛生組合と南渡島青少年指導センター組合及び東西南北十勝消防組合の脱退、とちち広域消防事務組合の加入に伴い、別表の変更について、規約を縦書きから左横書きに改めるために協議するため、本案を提出するものであります。

附則で、施行期日は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表改正規定中、とちち広域消防事務組合を加える以外の規定は平成28年4月1日から施行いたします。

新旧対照表を資料として用意いたしました。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時04分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第13 報告第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、報告第2号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

報告第2号について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、報告第2号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率につ

いて上程の理由をご説明いたします。

本件につきましては、決算のほうの数値まとまっております。監査委員の審査に付して、意見書が出てございます。それにつきましては、35ページ、36ページに載っております。

まず、34ページの表でございますが、26年度も実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数字はございません。黒字ということでございます。実質公債費比率につきましては6.8%、将来負担比率については45.1%でございます。

説明資料のほうで少し内容を説明いたします。説明資料の20ページです。20ページの下の方の二重の括弧に用語の説明を載せておきまして、赤字比率なり公債費比率、負担比率等を載せてございます。ページめくっていただきまして、21ページです。このページには、赤字比率と連結の赤字比率についての推移を載せてございます。下のほう、(5)をごらんください。実質赤字比率が平成26年度はございません。黒いうろこの3.08%、これが黒字の分ということでございます。(7)、これにつきましては特別会計と公営企業会計を加えた部分で載せてございます。それにつきましても赤字はございませんということで、黒字の率が26年度は3.88%ということでございます。ちなみに、下の二重括弧の部分で早期健全化になる基準というものが15%、連結は20%以上という場合はひっかかるということになってございます。

22ページには、実質公債費比率について載せてございます。表の一番下、(7)、実質公債費比率、これにつきましては単年度の数値をこれまでの3カ年平均ということで載せることになってございます。平成26年度の数値は、前年と比べて0.5ふえてございます。悪化ということでございますが、6.8%ということになってございます。下の枠内、早期健全化基準については、25%以上ということになってございます。

23ページです。このページには、将来負担比率の推移を載せてございます。(5)、将来負担比率、平成26年度は45.1%ということで、昨年と比べてマイナスの2.5%、2.5ポイントというのですか、ということでございます。ちなみに、早期健全化の基準は、これが350%を超える部分になると早期健全化ということになってございます。

以上、提案理由の説明ですが、よろしくご審議ください。

○議長（逢見輝続君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率についての報告を終わります。

◎日程第14 報告第3号

○議長（逢見輝続君） 日程第14、報告第3号 平成26年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

報告第3号について報告を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました報告第3号 平成26年度決算に基づく資

金不足比率についてご説明申し上げます。

平成26年度の決算に基づきまして、下記の簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足比率を算出し、監査委員の審査を経ましたので、地方財政健全化法の規定に基づきまして、本日議会に報告するものでございます。

下記の表に記載のとおり、両特別会計とも資金不足額がないため、当該資金不足比率はなしでございます。

以上、資金不足比率についての報告を終わります。なお、この算式につきましては、資料最終ページに載せておりますので、ご参考いただければと思います。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号 平成26年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

◎日程第15 同意第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） 同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由をご説明いたします。

本件は、現在教育委員をお願いしております白川浩一氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

記といたしまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町202番地、氏名、白川浩一、生年月日、昭和27年2月24日生まれ。参考にありますように、現在の任期が平成23年10月1日から平成27年9月30日までとなっており、今回の任命は3期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第16 発議第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、発議第2号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出された規則案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより発議第2号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 陳情第8号

○議長(逢見輝統君) 日程第17、陳情第8号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第18 陳情第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、陳情第9号 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情を議題といたします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第9号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、陳情第10号 林業・木材産業に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。陳情第10号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第10号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 林業・木材産業に関する意見書については採択することに決定いたしました。

◎日程第20 陳情第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、陳情第11号 「子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第11号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 「子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第21 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第21、一般質問を行います。

一般質問は、池田議員、堀議員、山口議員、高野議員、寶福議員、工藤議員、真貝議員の7名です。

なお、一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行い、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

順番に発言を許します。

最初に、池田議員、どうぞ。

○6番（池田範彦君） 私の質問は、文化会館の女性用トイレの洋式化についてです。

文化会館は、成人式や敬老会のほか、各種会議やサークル活動などで多くの町民が利用しており、災害が発生した際には住民の避難場所となる町にとっては非常に重要な施設であります。そこで、伺いますが、文化会館の女性用トイレは1階が洋式1個と和式が2個、2階では3個全てが和式となっております。文化会館を利用する際に、高齢者や障害者の皆様にとっては和式トイレは非常に使いづらいと思っている状況でございます。文化会館の日常における利用はもちろん、避難時に誰もが安心して避難生活を送れる環境整備の観点からも女性用トイレの洋式化が必要と思いますが、町長の考えをお伺いします。

○町長（本間順司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

文化会館は、ご承知のとおり昭和47年の建設から既に40年以上経過してございます。現在まで建物内部の天井だとか壁あるいは床、それから照明設備のほか、外壁や屋根の改善及び改修を行ってきました。ただ、構造体の補強改修はほとんど実施されておられません。コンクリート下地やモルタ

ル下地の劣化は、相当に進んでいるものと推測されております。現に先般7月から着工していた文化会館の外壁改修工事にあっても、下地の劣化が顕著に見られましたということで、工事の設計変更を余儀なくされたということでございます。また、耐震診断調査や耐震改修も未実施でございまして、緊急避難場所として安全な施設であるとは言いがたいということでございます。将来的には役場も含めてあわせたような形で建てかえできればなというふうに思っているところでございまして、それまで、いつ実現するかわかりませんが、当分の間は小規模修繕で施設環境を整備していきたいということでございます。議員おっしゃいますトイレの洋式化でございまして、ご承知のとおりある程度スペースが狭くなってございまして、平成13年ごろに1階の男女トイレに洋式を各1カ所設置してございまして、それもかなり狭いということで、いびつな格好でトイレを取りつけておりますけれども、今後もそれら全体に見直ししまして、どういうふうなスペースでできるか検討しながら洋式化を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（池田範彦君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 次に、堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） 私は、3年くらい前から北海道でも結構スズメバチの被害というのが出ているのですけれども、そういう中で近年、先週でしたか、道内でも2人くらい蜂に刺されて死亡したというような形の中で、現状としては害虫としては危険で、本当におっかない蜂でございまして。そういう中で、この駆除対策という形で一般質問したいと思います。

まず、去年の当町におきます駆除の現状等、数でもいいし、金額でもよろしいのですけれども、件数等々を報告してもらいたいと思います。

それとあと、現在町側の建物は町が当然やっているのですけれども、個人の建物に寄生した蜂の巣に対しては個人が駆除の経費等々を出している現状なのですけれども、最終的にはプロの業者さんに委託しているのですけれども、金額も現場等々では結構な金額ですし、そういうものが出せない人は個人で撤去等々を直接やりまして、逆に蜂に刺されたというような現状も結構聞いております。スズメバチの場合は凶暴で、かつ危険な蜂ですので、そういう中から町民の安全確保という形で町側が全面的に駆除対策をしてもらいたいと思うのですけれども、そこら辺の考えを聞きたいと思います。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目のスズメバチの駆除の関係、件数等々でございまして、平成26年度の実績としましては5件、1件当たり1万2,960円ということで全部で6万4,800円ほどかかっております。内容としましては、空き家あるいは旧丸山隧道の入り口、それから漁港会館と町営住宅が2件ということで、計5件になってございまして。ことしも我々も情報を聞いておりますと結構刺されている方が多いということございまして、実は我が家も先般物置に蜂の巣をつくられて、保健堂さんをお願いした経緯がございまして、金額的にはさまざまなのですけれども、巣の大きさや手間の程度によっても変わるかというふうに思っております。

個人負担の無料化ということでございますけれども、今申し上げましたとおり、町では現在個人

財産は所有者の責任において駆除してもらっているということでございます。その際専門業者の紹介等によりまして対応しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり年四、五件でございます。今後におきましても、自己負担の無料化は、いわゆる線引き等々が難しいといういいでございます。金銭の支援ではなく事業者の紹介、あるいはご自分で駆除される場合に、町で防護服を購入しまして、それらを貸し出ししてやってもらうような検討も進めてまいりたいというふうに思っております。スズメバチは結構飛んでいますけれども、ある程度予防するためには周りの高い木、自分の身長ぐらいのところに、ペットボトルに穴をあけて、お酒が8に対して蜂蜜が2ということであら下げれば結構入るのです。その効果というのは、次の年そんなに来ないというような結果も我々出ておりますので、自分で防護するというのも一つの方法かなと思っております。それらもやってみるべきではないかなというふうに思います。ただ、町営住宅及び公共施設のほか、先ほど申し上げましたとおり緊急を要する場合、あるいは所有者に連絡がとれない場合については今後も町費で実施してまいりたいと思っております。町民の皆様からの情報提供によりまして安全対策を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（堀 清君） 先般駆除の業者さんともお会いしまして、大体この3年くらいでどのような形で駆除というものをやっているのかと聞いたのですけれども、件数としては年間30件くらいやっているそうです。あとは、去年の場合町側が扱ったのは5件と言っていましたので、あとの残りは民間の方からの情報で民間の方がやっているということ。自分とすれば半々程度かなと考えていたのですけれども、結果的には町の建物等々の蜂の巣の件数が少なかったということで、私はびっくりしているのですけれども、ちなみに、隣の積丹町では町の職員さん2人くらいを任命して、蜂の巣駆除の班を構成してやっているということなんかも聞いております。だから、金額的なことよりも、やっぱり迅速な対応をしてやらないと、刺されてからの対応ではどうもならないと思うのです。だから、確かに金銭もかかることなのですけれども、通報があつて即対応できる体制を早急に整えてもらいたいと思うのですけれども、そういう面ではできるか、できないか、答弁お願いします。

○町長（本間順司君） 職員でもって駆除を行うというような自治体はほかにもございます。ある程度将来的にはそういうことも考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますけれども、現時点では、病気ではないのですけれども、早期発見して早目に駆除してもらうような形をとってもらえればなというふうに思っております。これにつきましては今後の課題として取り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） まず、1点目、下水道整備事業のことについてお伺いします。

平成11年に事業認可を受けてから、ことしに至るまで推進されてきた事業であると認識しております。町民の豊かな生活や古平の環境保全、衛生のためにも非常に意義のある事業だと思っておりますので、その事業に係る設置の接続率、現状の接続率とそれに対する町の評価等ありましたら、それをお聞かせ願いたいと思います。また、その評価を受けての今後の事業展開における何か策等ございましたら、それもあわせて願いたします。

○町長（本間順司君） 山口議員の一般質問にお答えいたしたいと思えます。

本町の下水道事業は、平成11年度から工事に着手しまして、平成16年度に供用開始してごさいます。平成21年度までに計画整備した面積は165ヘクタールのうち126.2ヘクタールを整備してごさいます。面整備率は76.5%というふうになっておりまして、未整備地区につきましては温泉の地区、それから清丘団地地区、私の住んでいるところでごさいますけれども、それから歌棄海岸、旅行村、れい明の里地区などがごさいます。これまで68億1,400万ほどの建設事業費がかかっておりまして、42億5,800万円が国と道で負担してごさいまして、25億5,600万円が町の負担というふうに莫大な経費がかかっておりまして、これらにつきましては過疎債と下水道債という借金でつくられてごさいます。先ほど申し上げました未整備地区につきましては、財政的な理由で平成22年度以降は事業を中止してごさいます。

下水道の接続率でごさいますけれども、供用開始の初年度でごさいます平成16年度、一番最初の年は25%ということでごさいまして、ちょうど失われた20年といえますか、日本が不況にあえいでいた真っ最中で、平成16年度というのは特に我々地方自治体も大変財政的に苦しいときだったということでごさいます。11年度に事業を開始したときに、私助役でありましたけれども、各地区に説明に参りまして、おじいちゃん、おばあちゃん方に、年金の中から月1万円ずつでもいいから供用開始する16年まで積み立てておけば五、六十万たまって、トイレの改築、接続できるというふうにご説明して歩いたのですが、供用開始になった16年は本当に景気のどん底ということでごさいましたので、なかなか接続してくれなかったということでごさいます。平成24年度には50%の接続率に達しまして、平成26年度では53%のところにとまっている状態でごさいますけれども、年間ある程度つけられる方も何件でごさいまして、少しずつは伸びてはおりますけれども、管内の町村の平均の接続率はおおむね80%以上に達しておりますので、古平町はかなり低い状態であるということでごさいます。

ちなみに、最初は供用開始3年以内の接続の場合に最高10万円を助成するという制度を創設しました。その後平成25年度から27年度まで、措置として住宅リフォーム補助金制度に変えまして、リフォームとあわせて30万円を助成するというようなことでその普及を促してきているところでごさいますけれども、なかなか厳しいものがあるということでごさいます。下水道は町民の快適で豊かな生活のための基盤施設でごさいまして、自然環境の保全に資するものであることから、さらなる支援策を検討してまいりたいというふうにご思っております。結局は一番最初につくった助成制度等でごさいまして、それらと乖離すれば、それらをさておいて別な助成方法を考えますと不公平ではないかというようなことも言われますので、なかなか難しい面があるのですが、何かいい方策を考えながら、また普及率を上げてまいりたいというふうにご考えております。

以上でごさいます。

○7番（山口明生君） お考えはよくわかりました。接続のための費用なのですが、本管から割と離れている家と近い家というのがあって、離れている家の人たちの負担って、メーターでどんどん上がっていくので、そういった部分で、当初の10万円の助成というのから余り乖離はできないという部分はあるとは思いますが、余り極端に離れていて費用が他の方に比べて多目にかかるような

方に関してはもう少し救済策のようなものを考えていただけると、もう少し接続率が上がっていくのではないかなと考えます。

質問は以上で終わります。ありがとうございます。

もう一点、次、先ほど堀議員の質問にもありましたが、スズメバチの件です。おおむねお話はわかりましたので、私のほうはかいつまんで質問させていただきますが、特に小中学校の通学路の沿道で空き地や空き家になっているところに数カ所スズメバチの巣があって、かなり飛来している。学校では、飛んでいる蜂がいたら黙っていなさいという指導をしていたようなのですが、今の蜂は活発らしくて、黙っていても向かってくるそうです。実際それで刺されたという事例もあったようで、うちの近所のお年寄りも1人刺されて、元気だったせいか余りひどくはならなかったのですが、それにしても近寄らなければいい、黙っていればいいというレベルの蜂では最近なくなっているようです。数もかなりふえている。特に夏が暑いと異常発生する。新種の今まで古平にいなかった黒っぽいスズメバチも何か最近ちらほら出てきていると、それがかなり攻撃性が高いという話も聞いておりますので、全額町で負担して駆除というのは難しいとは思いますが、先ほど町長もおっしゃられたように、自己防衛のために防護服を貸し出すとか、やり方を指導していただくとか、ボランティアを募ってそういった駆除の対策を立てるとかというのを町のほうで率先してやっていたければなと思って、この質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 古平町の観光施設のPRについてお尋ねをいたします。

当町の観光施設であります「しおかぜ」温泉、特にパークゴルフ場の入り込みが少し厳しい状況にあるようであります。来月12日開催予定の古平ロードレース大会には今年度も1,200人を超える参加者が予定されておりますし、そのうち800人以上が町外からの参加者であります。町長も毎年当日の挨拶の中でPRをしておりますけれども、大会要綱の中にパンフレットを入れるとか、ロードレースの参加証を提示すれば各施設割引になるとかというような形にあらわした宣伝をして、その後の利用もしていただけるようなきっかけをつくることができればいいのではないかと思いますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（本間順司君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

高野議員おっしゃるとおりでございます。行政報告でも申し上げましたけれども、本町の観光施設の今年度の8月末現在における観光入り込み客数でございますけれども、温泉、それからパークゴルフ場、旅行村合わせまして、前年度対比0.6%減、人数ではマイナス213人となっているところでございます。来月12日にロードレース大会が開催されますけれども、今回で40回目を迎えます。議員おっしゃるとおり、この大会には全道から多くの方が参加するということになってございまして、ことしも当日の参加者を入れれば昨年以上の参加者が見込まれるということでございます。現時点では、温泉とパークゴルフ場の利用につきましては指定管理者のほうと、温泉につきましては100円引き、それからパークにつきましては200円引きということで、お話のほうがそういうことで取り決め、まとまっております。ですから、ある程度できる範囲であればもう少しというようなこ

ともあろうかと思えますけれども、現時点ではそういうふうなことで取り決めをしております、それがPRにつながるかどうかはわかりませんが、そういうことで計画しているということでございます。議員もう少しと言うのであれば、何かいい方法が考えられるかなというふうにも思っていますけれども、現時点ではそういうことでございます。

○8番（高野俊和君） 2年ほど前に千歳市で全道スポーツ推進委員協議会の全道大会がありまして、その年はたまたま後志が事例発表の当番ということでありましたので、私がおその事例発表をしました。ロードレース大会を中心にお話ししましたところ、小樽、札幌はもちろんですけれども、全道各地でかなりの方が古平町のロードレース大会は知っておりました。そして、ぜひまた参加したいという方もたくさんおりました。たらこがもらえるというのがかなり魅力のようではありましたが、それにしても行事や施設というのは知ってもらおうということが大変大事だと思いますので、先ほども言いましたけれども、パンフレットをきちっと入れてやるとか、そういうことをしてもう少し宣伝効果を上げるようなことを考えられたらいいなというふうに考えております。こう言うてはなんですけれども、古平の行事の中で最も長く、そして人気のあるイベントでありますので、ぜひこの機会を最大限に活用して、新しい企画が実現できれば大変いいのではないかと思いますけれども、パンフレットなどを一緒に参加の方に入れるというようなこともぜひ考えていただきたいと思えますけれども、その辺についても再度町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○町長（本間順司君） 古平の大会は、安い参加費でたくさんの賞品がもらえるというようなことで、参加者も大変喜んでおられるところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、観光施設のPR部分につきましてパンフレットを同封するとか、そういうことも実行委員会と協働で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

○8番（高野俊和君） 本年度はもうすぐですので、無理だと思いますけれども、来年以降にでもいろいろとアイデアを持ち合ひまして、少しでも観光のPRができるようになればこの大会もさらに弾みがつくのではないかとおもうに思っております。

答弁要りません。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） まず、質問を始める前に、感謝の一言を述べさせていただきます。6月の定例会におきまして、古平漁港公衆トイレについて掃除の回数や備品の補充、共通トイレが使用できるように改善をお願いさせていただきました。その後私自身も利用しておりますが、非常にきれいに掃除が行き届いております。また、この件に関して不満を持たれていた町民の方々からも改善されてよかったと声も多く、大変喜んでおられました。担当の職員の方はしっかり管理されているなと感じました。本当にありがとうございました。

引き続き、質問に入らせていただきます。高校通学費の助成についてです。さきの全員協議会の中でありましたまち・ひと・しごとの戦略の中で専門部会で調査中の事業内容に高校通学費助成の助成率を上げるとありますが、現状の利用者数や町費の負担額、また具体的な助成率の目標をお聞かせください。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの寶福議員の高校通学費の助成についてでございますけれども、

管轄が教育委員会ということで、私のほうから答弁させていただきます。

この事業は、古平高校の廃校ということで、平成22年度から道の事業で実施しておりました。それは経過措置として5年間なものですから、それが切れた後町のほうで実施しております。今回出てきたというのは、要は総合戦略の策定に当たって、人口減少と子育て等に関して高校生の通学費の助成の補助率を引き上げるということで出てまいりました。現状でございますけれども、今1年生から3年生まで小樽、余市に通っている生徒67名ございます。そのうち、補助対象外が10名、これは生活保護等でそちらが優先するというところでございますので、そういった方が10名ございます。57名のうち、申請を辞退したという方が13名おります。残り44名の方が申請したわけでございますけれども、そのうち7名については収入基準オーバーということで、実質37名、小樽30名、それから余市が7名という状況になってございます。町の負担額でございますけれども、27年度予算額では大体全額見て546万という予算計上したわけでございますけれども、今年間半分過ぎて、大体実績見込みとして423万くらいになるのかなと思っております。対象でございますけれども、補助の月額でございますけれども、小樽に通学の方については1万円、それから余市に通学の方については7,500円ということで実施しております。

今回たまたま総合戦略の中で、前の全員協議会で説明した中でもいろいろ分野に分かれて、専門部会5分野に分かれて、産業、雇用、それから定住、移住、観光分野、それから出産、子育て、教育分野ということで幅広い形で今やっていますので、こういった通学費にかかわらず、この分野の中身を検討しながら、例えば今後部会から、補助率、今4割程度にしかならないのですけれども、これをアップするとか、場合によっては収入基準をなくするとか、そういう意見も出てくるかもしれませんけれども、その辺まだまだ子育て、それから子供たちの部分に関してはほかにもありますので、そういったものを総合戦略の中でまた検討して対処してまいりたいと考えております。

○5番（寶福勝哉君） 助成の金額についてなのですが、道教委の高等学校生徒遠距離通学の補助については1万円を超えた額を補助するというところで、例えば古平役場前から小樽ターミナルまでであれば1カ月通学で2万5,080円かかるということだったのです。それで、要は1万5,080円の補助に対し、今の古平町の補助であれば1万円ということになります。金額について今までと同様の補助にしてほしいという声が結構多く聞かれますので、その辺考慮して、よりよい助成を得られるように期待していますので、よろしくお願いします。

引き続き、2つ目の質問なのですが、この場だと結構言いづらい内容なのですが、役場職員の窓口対応についてなのですが、先日地方創生に関するアンケートの集計結果の中で結構厳しい意見が多数あったのですが、まず町職員の皆さん、挨拶ぐらいはしましようという意見を目にしました。私自身も役場を利用しておりますが、窓口に行って、いざ誰に聞いたりだとか、どなたに尋ねていいかわからないときがあったりだとか、皆さん忙しいのですけれども、窓口に来られた町民に対して気づかなかつたりする場面が見受けられます。行き先もわからず、案内もないとなると、やっぱり利用されている方は不安感が募りますし、今後できるだけ役場は利用したくないという声が出るのも理解できます。窓口に来られた方がいらっしゃれば職員の方で挨拶をする環境づくりは、意識を変えられればできると思います。それにあわせて、フロアマネジャー制度という制

度がありまして、役場内で困っている町民に対して積極的なお声がけ、窓口案内、各種申請書を説明など、職員が交代制で行うサービスなど、町のイメージアップにもつながると思いますので、ご検討をお願いします。

○町長（本間順司君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

この件のアンケート等では、時々そういう回答がございます。私も毎月1日を基準にして定例課長会議を開催しておりますけれども、その中でも課長さん方に申し上げていることもございます。それから、年末年始の訓示あるいは年度開始の訓示等々で申し上げることもございます。ただ、担当者によっては、仕事に没頭して余り対応が機敏でないというのが見受けられるというふうに感じておりまして、特にうちの役所みたいな場合はあちこちに職場が分散しておりまして、ほかの町村の職場みたいな整然としたあれがないものですから、なかなか窓口対応も難しい面がございます。ですから、そういう点では大変失礼しているのかなというふうには思っております。できるだけ初任者研修等の接遇ではそういうことを申し上げているのですがけれども、なかなか浸透していかないというのが現状でございます。そういうアンケート調査の結果等を、町の役場部内のサイボウズというのがございますけれども、それで全部見せております。ですから、そういうものを見ながら、自分たちの行動のあり方、そういうものも検討してもらえればなというふうには思っております。ただ、こういう小さい職場でありますとフロアマネジャーというのはなかなか、労力もそれにかかりきりというわけにもいかない。専門性になれば職員人件費の増だとか、そういうものもございませぬ。管内ではそういうのをどこもやっていませんので、お互い個人個人で気をつけるしかないというふうに考えておりますので、今後は余り不快感を与えないようなことで職員を指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（逢見輝続君） ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時09分

○議長（逢見輝続君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 4点ほど町長の考えを伺います。

一番最初の福祉用具の事故についてということなのですが、各新聞によって件数なりの数字が多少違っておる点をご了承いただきたいと思っております。2010年からことし3月の約5年間で私の調べでは134件ありまして、そのうち49人が死亡、51人が重傷を負っております。死亡事故では、介護ベッドや電動車椅子が22人ずつ、それから介護手すり4人など、重傷事故も介護ベッド21人、歩行補助車、補助器が11人で、電動車椅子6人など、ふえる傾向にあるそうです。町では利用者にとどのような指導をしているのかお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

平成27年の9月17日に独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター、通称ナイトという

のですけれども、それがプレスに発表した内容でございまして、産経新聞では件数のほうが間違っていたということで、事故発生件数は147件だそうでございます。あと、死亡事故49件、重傷事故51件、用具種別としては介護ベッドが全体の約42%となる62件、それから電動車椅子で全体の約27%となる39件と、この2種類で全体の約69%を占めているという状況でございます。なお、その中で誤使用や不注意による事故、これは25件で全体の17%というふうになってございます。内訳につきましては先ほど議員がおっしゃったとおりでございまして、増加傾向にあるといえますけれども、年度別に見ますと平成22年度が38件、それから23年度が39件、そして24年度が29件、25年度が18件、そして26年度また若干ふえまして23件と、全体的に見て減少の傾向にあるということでございまして、介護ベッドや電動車椅子においても同様の傾向にあるというふうになってございまして、国は製品の欠陥に伴う事故や誤った使用方法等に伴う事故を防ぐために、福祉用具の安全利用を確保するための取り組みとして平成16年度から国内外の先事例を研究し、さまざまな検討を重ねて、平成19年5月に消費生活用製品安全法の施行、それから平成20年5月に新J I Sマークを開始したと、平成21年度から福祉用具臨床評価事業を実施しているところでありまして、インターネットによる事故情報の公表も実施しているところでございます。

当町においては、ホームページや広報といった広く町民全体に対する周知や注意、それから喚起活動は行ってはいないものの、福祉用具の利用者に納品する際に納入業者の福祉用具専門相談員が直接利用者に操作方法や故障しやすい操作の説明を担当ケアマネジャー立ち会いのもとで行われるほか、担当ケアマネジャーが毎月の定期訪問の際に当該福祉用具の使用状況や操作状況をモニタリングしたり、関係機関から新たに入手した使用上の注意事項等を説明している状況でございます。ただ、時間の経過とともに自分本位な使用あるいは操作をしてしまう利用者が存在するのも現実的な課題であると認識しております。例えばシルバーカー、電動車椅子の公道等での危険行為等を目撃した際には、保健福祉課介護担当へ連絡していただければ、担当ケアマネジャーを通して使用上の注意などについて再説明していける体制を今以上にこれから構築してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（工藤澄男君） 古平町では、今まで例えば死亡事故だとか、けがとかというのは聞いたことがありませんので、安心してはおりますけれども、実際に町内を電動車椅子で歩いている方もおられます。そして、皆さん高齢者なのです。そして、実際にここにも書いてありますけれども、結局路肩から落ちたとか、それから地方であれば例えば電車通っているところであれば、電車の柵を乗り越えて電車にぶつかった例もあるそうです。古平の場合は電車の問題はありませんけれども、側溝に落ちたり、そういうことがあり得ると思います。それから、私も、介護ベッドのほうなのですが、介護ベッドを実際に使用して家族の方が介護している方を知っております。ですが、一人で介護している場合は、例えばちょっと目を離したすきにとかとありますので、行政としてもそういう介護関係を納める業者さんやケアマネジャーの方々も指導はしているのでしょうか、町も行政としての指導といいますか、声かけ運動みたいながあればいいと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） ケアマネジャーは町のケアマネジャーですので、それらが対応していると

ということですので、改めて一般的に声かけしてもかえって無駄かなというふうなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 私の言い方が悪かったのです。私の言いたいのは、例えば広報だとか、今よく利用されております防災無線などで何カ月に1回でも、よそである事例なので、こういうのがあるから気をつけてくださいとか、そういうようなことを言いたかっただけでありまして、これはこれでよろしいです。

次は、2点目は町内の河川について。ことしも豪雨による被害が全国で起きており、町内にも古平川を含む小さな川がたくさんあります。水害防止の対策についてお聞かせください。

○町長（本間順司君） 本町にもさまざまな河川がございまして、道が管理する2級河川が古平川を含めて3河川、ほかに冷水川と沖村川と、それから町が管理する普通河川につきましては丸山川、チョペタン川、冷水川、泥の木川などのほか、融雪時や雨降ったときに一時的に流水するというような小さな無名の川が多数ございます。対策としましては、古平川につきましては平成22年7月29日の記録的集中豪雨により発生した洪水被害を踏まえて、河口から古平頭首工までの4.8キロ区間について現在河道の掘削や護岸の整備が行われているところでございます。それから、丸山川の温泉付近でございすけれども、それと港町の西の沢川、行政報告でも申し上げましたけれども、それからポン堤ノ沢、古平牧場地先につきましては、急傾斜による土砂の流出防止を目的として上流部に堰堤や落差工の設置工事が行われてございます。それから、あと町が実施したものでは、関口の沢川、元気プラザ付近ですけれども、それと冷水川、小野寺地先、チョペタン川、清住団地付近、それから正武家地先の河道埋塞土砂掘削や出戸ノ沢川、酒井地先ですけれども、の護岸補修を行ったところでございます。このほか対策としましては、昨年から防災無線が整備されましたので、広範な防災にその効果を発揮するものというふうに考えてございます。今後も洪水対策を初めとする災害対策につきましては、国、道への要望活動を継続するとともに、平時の点検、維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 古平川につきましては、10年計画の中でやっている事業でありまして、それはきょうは触れません。川とは言わないのですけれども、例えば前の洪水のときに、沖村川とか、それとか西の沢は両方とも今砂防ダムができていまして、それである程度いいと、砂防ダムがある程度できているところはそんなに水はこなかったのですけれども、新地側の西の沢は砂防ダムが満杯に土砂が埋まっています、かなりあのときは近所の方々は危険な状態だということで、それは私ある人に頼みまして、道のほうで撤去していただきました。それから、沖町なのですけれども、沖町も砂防ダムがありまして、昔は洪水であそこも大変な目に遭った村でありますけれども、私がきょう言いたいのは、火葬場へ行く途中に小さな側溝みたいな、本当にふだんはちよろちよろしか流れない川があるのですけれども、そのときに限っては物すごく山からの水が出まして、そして下に側溝があるのでございますけれども、まずのみ込めませんでした。それで、あふれた水は護岸のそばをずっと通りまして、下のほうの民家の前まで流れていきまして、たまたまそのときは雨が上がったもので、そこで終わったのですけれども、もう1時間も降っていたら、恐らく沖町の会館のほうまで流れ着いたであろうということで、そういうのもありますし、それからあの水害のときに私ずっと堤

防を歩いたのですけれども、泥の木方面から古平川に流れる川が何カ所かあります。それも、あれ以上雨降れば恐らくあふれたらろうと。満杯でした。ということは、あのときより多い雨が降れば、もし農繁期であれば田んぼだとか畑が恐らくほとんどやられるのではないかとということで、目に見えないところの川も見えていただきたいと。どうしても目につくというのは誰でも見えるのですけれども、結構目に見えないところにそういう危険な水位になった場所が何カ所もありますので、そういう対策はどのように考えていますか。

○町長（本間順司君） 本流にはさまざまな川が入っていますけれども、大雨のときは本流ばかりではなく、そういう本流に入る川も全部見て歩いています。本流があふれるくらいの水だったということは、流下障害物があるからという点からも入りにくくなって、いわゆる小河川が水が多くなっているということでございまして、ある程度本流が解決すればその辺も解決されるということで考えておりますが、ただ見て歩いた段階では結構な雨で大変だなというふうには思っておりますけれども、今どうのこうのという対策はまだ、想定といいますか、橋が流されたことを考えれば、いつどこでどういうふうな災害が来るのかちょっとはかりかねるということでございまして、ではその事前の策をどうするのだというふうになれば、なかなかこれは難しい問題でありまして、財政とにらめっこしながら考えていかなければならないというようなことで、今かなり難しい状況にあります。あれ以上雨が降らないように祈っているというところでございます。

○9番（工藤澄男君） もう一点なのですけれども、この後真貝さんも書いていましたけれども、関口の沢の川から来ております中央通りを通って流れる川でございましてけれども、ことし雨降りましたときに、うちの町内のある場所で落ち葉が詰まりまして水噴いたのです。それは普通の雨だけでそういうことがありましたので、私も前から言っていたのですけれども、あの側溝をもうちょっと大き目にして、常に流れをよくするよなということ今まで提案してきたのですけれども、いまだにその気配はありません。ただふたを取りかえるだけというような形にしか見えていないのです。それから、浜一方面まで行きますとある程度川は深くなっておりますけれども、あそこは川の水ももちろんなのですけれども、川の中に道路から途中から水噴いている場所もあるのです。それは、近辺の人から私指摘されまして、見に行きましたら確かに道路の地下から川に水が流れていたりというのがありますので、そういう細かいところも目配りをして、これから洪水対策をやっていただきたいと思っております。

○町長（本間順司君） ある程度そういう細かい箇所につきましては、直接建設課の担当のほうに箇所だとかそういうところをご指摘してもらえば、わざわざこの議会の場で聞く必要もないと思っておりますけれども、そういうことは部署のほうに言ってもらえればというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 今のは、話のついでだから出ただけでございまして。

次に、文化会館についてということで、正面玄関の天井に亀裂やモルタル落下部分が数カ所ありまして、非常に危険だと思います。直す予定はあるのでしょうか。たくさんの人たちが利用する施設なので、事故が起きる前に対応したほうがよいと思いますが、考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 文化会館につきましては、先ほど別な議員さんからご質問がございました。建てかえをしなければならぬというのはもう目に見えてわかっていることでございましてけれど

も、今までもある程度そういう危険箇所につきましてはその都度修繕してきておりますので、今後ともそういう方向で修繕してまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 私たまたまこの壁直すときに頼まれまして、タイルの撤去をちょっとお手伝いしたときに感じたのですけれども、本体そのものが非常に腐っておりまして、一番ひどいところでは10センチ近くもコンクリートが腐れていて、直すのに苦労したという話も聞いております。ですから、恐らく脇であればまだ多少、例えば剥がれたとしても、本当はだめなのですから、いいのでしょうかけれども、人の出入りする場所ですよ、そこでモルタルのかけらが実際落ちている場所もあるのです。それがもし誰かに当たった場合とかと考えたら、早急に点検をして、何か手当てをするぐらいの気持ちが必要ならば、これから建てかえるまで何十年かかるかわかりませんが、その間利用するためにはその都度、その都度きちんと直していかないと、事故が起きてからであれば大変だと思うのですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○町長（本間順司君） 先ほども答弁したように、そういう緊急的な危険な箇所があれば進めてまいりたいと思っておりますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 私も目視だけなので、果たしてどの程度傷んでいるかわかりませんが、あの亀裂のあんばいから見たら、恐らく天井の壁は浮いている部分がたくさんあるのではないかと私なりに推測いたしましたので、そういう点を考慮に入れてやっていただきたいと思います。

次に、4点目です。敬老、100歳のお祝金についてということで、これは過去に高額のお祝金を出しておりました。いろいろな事情で減額されたようではございますけれども、100歳以降の誕生日に何かしていることはあるのかお聞かせください。

○町長（本間順司君） 長年当古平町の発展に寄与されてきた高齢者として、祝福の意味を込めてお祝金のほかに心を込めて考えた記念品を贈らせていただいておりますけれども、100歳でございませぬけれども、100歳以降につきましては現時点では何もしてございませぬ。各町村の状況を見ますと、ほとんど何もしていないところもあれば、千差万別でございませぬ。平成16年の財政危機以来、ある程度そういうものの制約というものをして、今それをベースとした形で進めているということでございませぬ、今後につきましてもその点につきましては現在のところ考えていないというところでございませぬので、ご理解賜りたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 前にはかなり高額なお金をお祝いとして贈って、もらった人がほとんどその金を全額古平町へ寄附したという事例もございましたので、ただ私が今言いたいのは金額とかではなく、100歳は100歳として総理大臣より賞状をいただいたり、銀杯でしたっけ、もらって、町からも多少なりともそういうお祝いがあるのですけれども、それ以後、101歳、例えばお金とかそういうものでなくても、1年間よく頑張ったなというようなものが形として見えてくれば、お年寄りの方もさらにまた元気で暮らせるのではないかなと思うのです。だから、金額どうのこうのというよりも、先日敬老会でも何人かの議員さんの中でも、そうだよなと、そういうときに何か贈り物をするような、そういう制度があってもいいのではないかなというような意見も何人かからありましたので、何とかしてせめてそういう贈り物程度でもよろしいですから、誕生日のときには元気で頑張ったねというようなものをやっていただければ、なお一層高齢者の励みになると思うのですけれども、ど

うでしょう。

○町長（本間順司君） 議員のお気持ちはわかります。何人の方とお話しされたかわかりませんが、管内見ますと一応100歳が区切りということで、それ以降やっている町村はございません。だから古平だけはやったほうがいいのではないかとというご意見もあろうかと思えますけれども、それにつきましては検討させていただきたいと思えます。

○9番（工藤澄男君） 町長の話はわかりました。何でも古平の本間町長はよそのまちのやらないやつを先取りしてやるのが本間町長のいいところでありまして、そういう点からもこれを頭の中に入れて、実行に移していただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（逢見輝統君） それでは、最後に真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、まず1点目の洪水対策です。大きく分けて2つあります。

1つは、古平川の堤防のかさ上げの件なのですが、特に沢江側の質的改善工事で、建設以来、昭和30年代に堤防が建設されてから約30センチ沈下しているということで、質的改善工事を行うと同時にかさ上げ工事が行われました。大体目測で60センチくらいかさ上げしているようです。あわせて、対岸の側も同じ程度の長さでかさ上げが行われました。国道までの古平橋までの約100メートル以上にわたる区間ですけれども、従来のままの堤防高さになっております。平成22年の増水時には、沢江側についてはひたひたと堤防の上に忍び寄る程度の増水でしたけれども、BG側の堤防につきましては明らかに越水の跡が見られまして、BGのグラウンド、そして今の和みの近辺への浸水と、そういう被害になっております。それで、道に対して同じようにかさ上げを継続すべきではないかという申し入れを私のほうでしてきたのですが、担当のほうとしては流下阻害工事をやることによってしのげるという見解を続けているのですが、どう見てもそれではおさまらないような、そういう時期に環境的になってきているということを考えれば、その継続でせめて国道までのかさ上げ工事を続行してやるべきではないかという、そういう見方をしています。町としても道に対して求めるべきではないかと思っているもので、町長の見解を伺います。

次に、大きな2点目なのですが、平成22年の洪水経験で沢江側の大規模な浸水被害、それから中学校付近の浸水被害、それから冷水川の対岸の浜一側、泉沢樋門の近辺です。あそこら辺の浸水被害は、原因がそれぞれ別だというふうに私は見ました。沢江については、古平大橋上流部から越流した部分が大規模でありまして、これがなければ最小限の被害で済んだというふうに見ています。それから、BG近辺のグラウンド近辺です。ここについては、ふ化場の近辺の樋門の閉鎖がおくれたということ、それから先ほども言いましたけれども、堤防を越流した増水によって浸水が被害を増したというふうに見ています。

それから、泉沢の近辺については、ポンプが稼働しなかったということが最大の原因で、これさえ順調にいったら浸水被害は防げたのではないかというふうに見ています。それで、その後の経験から、これらの樋門のあたりがどの程度で浸水被害に至るかということを見てきたのですが、大体古平川の水位が2メートルにも達しないのにポンプアップが必要になるということがわかりました。昨年8月ですと、担当課から聞きましたら2回、泉沢近辺でポンプアップが行わ

れているというふうに聞きました。それで、当時のこの2回のポンプアップの1回だけを見たのですけれども、担当者1人と、それから消防の関係者が紅と泉沢双方でポンプアップの指揮をとっていたという状況を見えています。それで、沢江にしても、ふ化場にしても、泉沢の近辺にしても、大體川の水位が2メートルに満たないあたりでポンプアップが必要だというふうになりますと、今までの対応では間に合わない。町の体制というものをもう一度見直して、近辺の住民の人たちが安心していただけるような体制をもう一度考え直す必要があるのではないかというふうに思っています。その点について町長のお考えをお聞きしたい。

それから、泉沢のほうに至る水路に集まる水なのですがすけれども、関口の沢川から樋門、樋管を通して川水が流れくるという状況が完全にストップできない状態であるということと、それから平成22年の洪水時に仮置きの上の土を積んでいますけれども、5年たった現在もそのままであるということからすると、堤防の強化工事というのは早く終わってしまうべきであると。近辺の元気プラザの住民にとっても、これは早くやるべきでないかと思っております。それと、泉沢に通じる水については、完全にこれを遮断する必要がありますので、水門の改善、樋管の改善工事が必要でないかというふうに考えました。

それから、今後の役場の体制を考えますと、町外にたくさんの職員の方が住むような事態が続けられておりますけれども、勤務時間中はいざ知らず、引けた後の対応としては、こういう増水時に対する対応というのは間に合わない事態というのが当然考えられるのではないかというふうに思っています。それと、国全体の流れですけれども、緊急に対応できない状態に対しては、遊水池などを考える時期ではないかということが叫ばれ始めてきています。特に沢江、それから紅、それから泉沢の近辺ではそういうことが考えられますので、町として道に対してポンプアップの強力なものを望んでいるようですけれども、なかなか実現しないというのを考えますと、遊水池をつくって時間的な余裕を持って対応できるような、そういう仕掛けが必要ではないかというふうに考えたものですので、町長の見解をお伺いします。

○町長（本間順司君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の堤防のかさ上げの件でございます。議員ご指摘のとおり、右岸の沢江側につきましては沢江ポンプ場付近から下流、左岸、浜町側についてはBGグラウンド付近から下流の堤防が低くなっております。このことにつきましては、去る9月14日に余市出張所の担当者が現地に来ておりましたので、かさ上げにつきましてその必要性を訴えたところでございます。

それから、2番目につきましては、各排水ポンプの稼働につきましては、気象情報の把握とこれまでの経験を踏まえて、早目の稼働準備をしているところでございます。また、平成25年度から設置の防災対策係を中心として消防と役場が協力しながら現場監視を行うとともに、ポンプの稼働は民間事業者の協力を得ながら行っているところでございます。排水ポンプの増強の必要性につきましては以前から認識しておりまして、道に対しましても設置の要望をしているところでございまして、強力に実現されるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、職員の関係で遊水池の整備ということでございますけれども、設備規模とその建設費を把握することだけでも相当な費用がかかるのではないかなというふうに思います。これを町が単

独で整備するというふうになれば、かなりの財政負担が伴うのではないかなというふうに考えてお
りまして、なかなかそこまでは、思いはあるのですけれども、実現的には無理かなというふうに思
っております。

それから、元気プラザ裏の関口の沢川の樋管と堤防の整備につきましては、本当に長い間放置し
ておりまして申しわけございませんでした。新年度でもって樋管のつけかえと周辺堤防のかさ上げ
を考えていこうというところを今考えているところでございます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） ポンプアップの強力なものを道にお願いしているという、それはそれで続
けていくべきだと思います。それと同時に、遊水池についても、ポンプアップを強力なものにかえ
たにしても、やはりその構想というのは必要でないかというふうに思っているのです。とにかく時
間との勝負なので、ある程度の余裕を持たせるためにも遊水池というのは有効でないかと。それで、
町単独でという考え方もありましようけれども、冷水川は道の管理のもとの川ですから、遊水池も
ポンプとあわせて道にやってもらおうと、町でできないのであれば、やはり道の分野でないかとい
うふうに思うものですから、強力に進めるべきではないかというふうに思います。

それと、もう一つは、道がまだ動く前段の現時点では、現在のポンプアップの能力ではとても安
心して見ていられるような状況ではありませんので、間に合わせの対応として複数のポンプを配備
するとか、そういうような仕掛けが必要ではないかというふうに思っているのですが、その点につ
いてはどうでしょうか。

○町長（本間順司君） 遊水池の関係につきましては、以前にも私直接道のほうに、土現のほうに
要望したことがあるのですけれども、道自体の財政が厳しいというようなことで、道の言い方とす
れば、やはり町でやるべきだみたいなことも言われたものですから、お互いに財政が縛りとなって
難しい問題だというふうに認識しているところでございます。今後も機会あるごとに要望はしてま
いりますけれども、実現にはかなり紆余曲折が想定されます。

○3番（真貝政昭君） 2点目の少子化対策です。今回の議会で乳幼児医療費を実施している市町
村に対して国がペナルティーを行ってきたことについて考え直すと、そういう国の方針転換が一応
は示されました。それで、各自治体も少子化対策の重要な柱だとしてやってきて、北海道でも随分
と独自の事業を展開してきて、それに負けて国のほうで折れたという形です。市町村のレベルでこ
ういう形で少子化対策を強力に進めていくと国もいろんな面で認めて折れていくというのがありま
すので、ぜひともその方向を強めていただきたいなと思っているのです。

それで、古平の人口減少問題がクローズアップされていますけれども、せめて高校終わるまでく
らいは古平町の守備範囲ということで、全面的に経済的な支援を中心に強めていくべきではないか
というふうに思っているのです。特に子供が1人いるよりは2人、3人いたほうが、町内での消費
活動というのは格段に違いますし、いろんな面で活性化できますので、それと同時に、教育の問題
では成田教育長も大分悩んでおられますけれども、学力の面でも経済的な面が影響しているとい
うのはもう出ていますので、経済的な支援を強力にバックアップして、そしてこの町での少子化対策
を進めていくということが非常に重要だというふうに考えますので、町長の見解を伺います。

○町長（本間順司君） まさに今それこそ地方創生、総合戦略の最重要課題でございまして、本町でも以前からそういう子供の対策としまして、ばらまき施策ではなくして安心して子育てできる経済的支援として、この4月からも子供の医療費の高校生までの拡大ということでございまして、子供医療費を実質無料化にすることによりまして疾病の早期診断と早期治療を促進し、子供の保健の向上と福祉の増進が図られております。管内においても、18歳までの拡大は本町のほかに黒松内町と蘭越町、寿都町の4町しか実施してございません。ある程度突出した形になってございましてけれども、現在まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて子育て、教育、健康、高齢者部会において総合戦略にのせる具体的な事業選定のために住民アンケート結果の分析や町民の意見聴取を行い、調査しているところでございます。先日の議会全員協議会でもお示ししましたけれども、調査中の事業の中には出産、子育て、それから教育への経済支援事業も含まれてございます。そんな中で、今これからそういう少子化対策を具体的に進めていく段階でございまして、その点につきまして今後のあるべき姿、方向性を探ってまいりたいというふうに思っております。

現在出産、子育て支援分野でやっておりますのは、出産祝金の支給、それから幼児センター保育料の軽減、ファミリーサポート事業、乳幼児の一時預かりを個人間で実施するやつでございましてけれども、そういう事業、それから不妊治療費の助成、それから高校通学費助成の助成率を上げる、それから公園トイレの整備等々でございまして。それから、教育分野につきましては、英語、コンピューター教育の充実、それと質の高いスポーツ、芸術活動への支援ということで、プロの指導者による提供をしていただくというようなことでやっております。現在まで実施済みの事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、子供医療費の助成事業、それから高等学校生徒遠距離通学費補助金、それから古平町奨学金補助金、学力向上対策補助金というふうにも実施してございます。住宅対策にしましては、今公営住宅の長寿命化計画に基づいて進めているところでございまして、抜本的な少子化対策ということで今取り組んでいる最中でございまして、それらを踏まえましてこれから対策を練っていききたいというふうに思っております。

◎会議時間の延長

○議長（逢見輝続君） 真貝議員、質疑途中ですけれども、これから町長が5時より辞令交付式があるということで、5時15分まで休憩して、会議時間を延長してきょうじゅうに終わりたいと思いますので、皆さん、延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） そうということで、これから町長、どうぞ行ってください。

15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時07分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問（続行）

○議長（逢見輝統君） 真貝議員の質問から続けます。

○3番（真貝政昭君） 通告の中から漏れていた部分で、介護施設整備にあわせてというくだりと、それから町営住宅の更新のスピードアップという点が最初の質問で抜けていました。若干触れて町長から答弁いただいたのですけれども、介護関係の施設が古平町で計画されておりますけれども、最近の古平町内の現状を見ますと介護職で働く労働者がふえていくという、そういう見通しを持ちますと、収入の点から考えますと、先ほど言いましたように子育て支援というものを経済的に支援していかなければならないというのを強く感じる次第です。国の政策がなかなかこういう職種の方たちの収入を上げてくれない状況にありますので、ますます必要になってくると見ています。それと、若い人をこの町に呼び寄せるといってもそれが必要になりますけれども、古平町内の住宅事情は極めておこなれていると思います。民間の建設に対して補助金を出す施策を去年から始めていますけれども、町営住宅、町が先導を切って町営住宅の更新を図っていくべきではないかと。特に最近の若い人たちは住まいに対して都会的なものを求めているようですし、ここの町に定着してもらうためには、住環境をよくするという点からも古平町に対して求められているものがあるのではないかと。町長が答弁されたように、今更新がされておりますけれども、数の点から考えますとこのペースではちょっと間に合わないと、介護施設を誘致するのでも、職員を呼び寄せるのでも、町営住宅の更新のスピードアップを図るべきではないかというふうに考えているのですけれども、その点についてさらに町長の見解を伺います。

○町長（本間順司君） 先ほど公営住宅の話申し上げましたけれども、公営住宅ともなればある程度入居に制約があるというようなことで、民間アパートの建設を促進するというようなことでああいう施策をとっているわけでございますけれども、なかなか乗ってくれる業者がないというようなことで苦慮しているところでございます。将来的にというより、現時点でも介護職員が不足しているということでございますので、この間安倍総理は介護職の関係の政策を3本の矢の中に入れてやっていくというような話もございましたけれども、介護施設をふやすというような政策も入ってございます。そうなれば、ますます介護職員が不足するというようなことでございまして、将来的には介護職員の引っ張り合いというようなことにもなりかねない、そんな状況をはらんでいるところでございまして、我々もそういう施設をつくるにしましても早目に対策を練っていかねばならないのだろうということで、先般もある程度課長会議においてそういう指示をしているところでございまして、今後その対策を練ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、3点目の医療、救急について伺います。国の方針は、特養の入所基準を要介護3から2に下げまして、在宅のほうにかじを切りつつある。古平町の町内においても高齢化が進んでおりますけれども、掖済会の診療所が来年3月で閉鎖ということで、残念ながら現在のところ入院ベッドを諦めざるを得ないというような方針が町で出されました。それで、現時点で掖済会の患者数は、平成8年ころからここで開業されましたけれども、当時の外来患者数から比べ

て3分の1以下に減っているのです。それで、入院ベッドがなくなりますとさらに患者離れは進むというふうに予想しております。それと同時に救急搬送で運ばれる患者が、入院ベッドがなくなった自治体の様子を聞いてみますと頻繁に救急車が行き交うようになるということです。何かありますとタクシーで掖済会診療所に駆けつけていたのがタクシーで余市、小樽に飛ぶということはできなくなる。特に高齢者のいる家庭では救急搬送ということがふえるのではないかとこのように思っています。そうしますと、行き先の病院との関係がこれから継続強化されるというふうに見ているのです。そういう方たちが退院しますと、在宅での介護というふうに移っていきますと、かかりつけのお医者さんの訪問医療を受けるということは不可能になりますので、在宅で生活をするということになりますと、訪問看護は余市の勤医協がやっております、看護師さんは来ますけれども、お医者さんが来るという仕掛けにはならないのです。それで、入院ベッドがなくなった後のことを考えますと、この町内で訪問医療というのを考えなければならぬ事態にいくのではないかとこのように思っています。その点可能性として考えられないのか、今後古平で診療を続ける病院に対してそういう事業を展開できないのかどうか、町長の見解を伺いたいと思う。

それと、救急車の出動が今まで以上に頻繁になりますと、積丹町も古平を飛び越えて走るようになりますし、古平も余市、小樽方面に走り回るといふ部分が多くなりますので、今の北後志の救急搬送というの見直しを迫られるのではないかとこのように思っているのです。特に余市の対応がお粗末過ぎるといふふう実感しています。余市で間に合わない場合、仁木と提携して出動した回数に応じて費用をいただくという取り決めがされているようではありますけれども、北後志の広域の消防体制を見ますと余市に救急車を適正な台数配備をしてちゃんとやってもらおうと、そういうことが必要になるのではないかとこのように思っているのです。町として余市町に求めるべきではないかとこのように思っているのですが、町長の見解を伺いたい。

○町長（本間順司君） 行政報告でも何度も申し上げますけれども、今掖済会診療所にかわって町立の診療所にするべく、そういう指定管理の法人をお願いしているというところでございます。議員の皆様にもお示ししたとおり、町立の診療所にするに当たりまして訪問看護、そういう体制に持っていくべきだということで、診療計画にもものっております。ですから、今お願いすべき法人にもそういうことで訪問看護体制がとれるような医療方針でやってもらいたいということで要望している最中でございます。

救急車の話も出ましたけれども、北後志的に見れば、総体的に見れば消防力として救急車は充足されているということでございます。人口の多寡から見れば、余市以外各町村1台ずつあるのに余市も1台だということで、人口がかなり多いところで1台かというような不満は持っているところではございますけれども、なかなか余市町としても大変だということでございまして、広域消防でやっている消防力としては充足されているということの理由から現在の状況にとどまっているところではございますけれども、我々としてはやはりふやしてもらいたいというのは、これは前々からの要望でしたけれども、広域組合結成以来かなりの年数たちますけれども、実現されていないというところが現状でございます。余市と仁木とある程度そういうやりとりしながらやっている状況でございます、議員心配されるようにふえる可能性もなきにしもあらずでございます。ただ、最近の

救急状況を見ますと、出動件数でございますけれども、平成26年は206と、その前の平成25年が180、それから平成24年が156と、徐々にはふえてきていますけれども、平成22年に201件という件数がございます、それに最近近づいてというか、それを超えてきたというようなことで、増加の傾向にはあります。ですから、将来的にもある程度高齢者がふえるというようなことで、これにつきましては増加するのではないかなというふうな懸念は持っておりますけれども、救急車をもう一台ふやすという状況にまではまだ至っていないということでございまして、これからの話し合いの中でどういうふうに持っていくか検討を要するところでございます。

○3番（真貝政昭君） 平成12年に古平町で救急車が配備される以前は、余市の議会から古平町が救急車配備ではサボっているというふうに言われたのです。だけれども、実際にこういうふうに配備されてみますと、余市が1台で我慢しているというのは余市町がサボっていると言わざるを得ないと、仁木町の守備範囲が余市町と対等の守備範囲をカバーしているような状況から見ますと、仁木町に頼り切っている余市町というのはサボっている以外の何物でもないのです。特に駆けつける時間の短時間化が求められている救急の事業を考えますと、人口で割り返すみたいな、そういう考え方は間違っていると言わざるを得ない。人口がだんだん減少している現在、そういう考え方はなくて、守備範囲というものを考えて配備台数を決めるべきではないかというふうに考えられますので、ぜひとも余市町に対する要望というのは続けていってほしいなというふうに思っている次第です。

次に、最後の道路面の改善なのですけれども、中央通りの路面改善もこの一般質問で取り上げられていましたけれども、大型車両が通る入船通線も路面の悪さによってすごい音がするだとか、そういう要望も聞いているのです。それから、役場から宝海寺に至る路面もすごいもので、一回走ってみるとわかるのですけれども、特に公共下水道が終わってから、路面が一定程度落ちついた状況が今あります。沈下して、落ちついて、その段差がひどいような状況にあるというのはあちこちで見受けられるような状況になりました。それで、町としては道路面について性状調査をされたようなのですけれども、平成26年にネット上に古平町の橋梁の長寿命化の改善計画を公表していますよね、あちこちで該当する路線の住民が苦情を寄せているのですけれども、どれを優先的に整備していくかということは町側として町民にこの橋梁の修繕計画のように示していくべきではないかというふうに考えているのです。見通しもなくやるのではなくて、個別に苦情のあったところだけをやるということではなしに、路面全体、それぞれの道路、路線によって路面改善計画というのをそろそろ立てるべきではないかというふうに思うのですけれども、町長の考え方を聞きたいです。

○町長（本間順司君） 確かに平成26年度に路面調査を実施しております。調査路線は、都市計画街路など利用度が比較的高い13路線を選定しまして、その調査延長は13.6キロということでございます。調査内容につきましては、路面のひび割れ率あるいはわだちの掘れ量、それから縦断の凸凹量、平坦性といいますか、を路面性状測定車を用いて調査したということでございます。この調査では4段階に評価してございまして、望ましい状態、修繕を行うことが望ましい、それから修繕が必要、早急に修繕が必要というふうに4段階に分けてございます。調査の結果、調査延長13.6キロのうち4.1キロメートル、全体の30%が修繕が必要、または早急に修繕が必要と評価されてござい

ます。

橋梁修繕計画と同様に修繕計画を策定して公表すべきではという議員のご意見でございますけれども、さきに行った橋梁修繕計画の策定と公表は、道路法の改正によるもの、平成26年7月の省令施行によるものでございまして、これは平成24年12月の笹子トンネルの事故の教訓から危険性の高いトンネル、橋梁、大型構造物を市町村長に5年ごとの点検と修繕計画を策定させ、その公表を義務化したものでございます。このことによりまして、道路施設の安全性を着実に確保するとともに、老朽化対策の必要性について国民の理解を得るものということでもございまして、的確な点検、調査に基づく路面補修が補助対象となったことを受けて路面調査を行いましたけれども、橋梁のような定期点検と修繕計画の策定や公表の義務はございません。それを自主的に策定し、公表することは現在のところ考えてはございません。ただ、補修の必要性はいつも申し上げておりますとおり十分認識しておりまして、計画的な事業実施になるべく前向きに努めてまいりたいというふうに考えております。義務化されていないものというのは補助制度が不安定ということで、財源確保がなかなか難しい。そういうことで、余り具体的にそういう計画を策定しますと将来的な財政の圧迫につながるということでもございますので、できるだけ緊急度を見ながら整備してまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 1つは、要望、苦情を受ける議員としては、そういう調査をされているのであれば、詳しい内容はともかく、改善が必要だとか、早急に改善が必要だとか、4段階と言っていましたか、全面的な公表は別にして、その程度は公表してもよいのではないかと。今の答弁を聞いていますと、適切に改善の方向に向けて考えていきたいという前向きな答弁なので、町民にとっては一つの目安として私の目の前の道路はそういう計画にのりやすいところだなというのはわかると思うのです。全く雲をつかむような話で要望を上げて改善してくれないのであれば、なかなか見通しはつきませんし、その程度の公表というのはやってしかるべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） きょうこのような答弁しましたので、真貝議員さんのほうの民報で多分出るかなというふうに思っていますけれども、先ほど申し上げましたとおり、緊急性の高いものから整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 補助制度だと思うのですが、はっきり確たるものがないということなので、どういう状況なのかということと、どういう状況になったら安定的に計画をつくっていくような状況になるのかというのは行政の側としてはどのようなお考えなのでしょうか。国、道に対しての要望の仕方というものがあるものですから、説明をお願いします。

○町長（本間順司君） これから担当のほうと協議しながら、その方策を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（逢見輝続君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝続君） お諮りします。

ただいま意見案第8号から第10号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号から第10号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見案第8号

○議長(逢見輝統君) それでは、追加日程第1、意見案第8号 介護報酬の再改定を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第8号 介護報酬の再改定を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第9号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、意見案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第10号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第3、意見案第10号 子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第10号 子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第22、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと

おり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第23、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これにて本日の会議を閉じます。

平成27年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時39分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員